

令和 8 年度

くらし
の
ガイド

各種支援制度一覧

発刊にあたって

津別町は、町民の皆さんにさまざまな支援や助成制度を用意しています。しかし、それらの制度内容や活用できることを広報・チラシなどの紙面やホームページなどでその都度お知らせしていますが、種類が多いため、すべてを承知している人は少ないのではないのでしょうか。

そこで、町の支援や助成制度を多くの人に有効活用していただくため、それらを一冊にまとめた『くらしのガイド』を毎年皆さんにお届けしています。きっと皆さんのお役に立つものがあるはずです。目を通してみてください。

また、支援制度のほかにも、町のイベント情報、戸籍の届出の仕方やまちバスの予約方法、公共施設の一覧など、日常生活に役立つさまざまな情報も載せておりますので、ぜひご活用ください。

「内容がよくわからない」、「もっと詳しく知りたい」と思われた方は、遠慮なく職員におたずねください。そして、ご家庭内のすぐに取り出せる場所に保管し、必要なときに活用していただきたいと思います。

このガイドブックの存在を知らない方には、ぜひ声をかけていただき、多くの方が活用してくだされば幸いです。

令和8年5月 津別町長 佐藤多一

番号	保険・年金	税金	旅券	健康・医療	妊娠・出産・子育て	生活	その他
1	社会保険等に加入していた被扶養者の方の国民健康保険税減免措置						
2	国民年金保険料の免除制度						
3		家屋の新築・増築（固定資産税）					
4		家屋の所有権移転の手続き（固定資産税）					
5		家屋の取り壊しの手続き（固定資産税）					
6		過疎地域における固定資産税の課税免除					
7		非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減について					
8		軽自動車税の課税免除について					
9			旅券				
9			パスポート（旅券）申請について				
10				健康・医療			
10				特定健診・後期高齢者健診・国保30（さんまる）健診			
11				がん検診・エキノコックス症検診・肝炎検診			
12				簡易脳ドックおよび心血管ドック助成事業			
13				予防接種			
14				インフルエンザワクチンの費用助成			
15				新型コロナワクチンの費用助成			
16				国民健康保険の特定パック健診料金			
17				歯周病検診・後期高齢者歯科健康診査			
18				特定不妊治療の費用助成			
19				特定不妊治療のうち先進医療の費用助成			
20					妊娠・出産・子育て		
20					妊娠の届出・母子手帳交付		
21					妊婦のための支援給付事業（妊婦支援給付金）		
22					新生児誕生祝品		
23					妊婦エントリーネット119		
24					つべびい（母子手帳・子育て支援アプリ）		
25					成人の風しんワクチン費用助成（妊娠中の風しん予防対策）		
26					妊産婦健康診査費用助成		
27					新生児聴覚検査費用助成		
28					妊産婦通院交通費宿泊費助成		
29					産後ケア事業		
30					幼児歯科検診・フッ素塗布の費用助成		
31					フッ化物洗口		
32					子ども医療費助成制度		
33					ひとり親家庭等医療費助成制度		
34					児童手当制度		
35					特別児童扶養手当制度		
36					児童扶養手当		
37					乳幼児養育手当		

令和8年度くらしのガイド

ページ	内容
1	保険・年金
2	税金
4	旅券
5	健康・医療
10	妊娠・出産・子育て
19	教育・文化・スポーツ
23	高齢者
29	高齢者・障がいのある方
33	障がいのある方
41	住まい・環境
47	その他の福祉
48	生活
50	再生エネルギー
51	産業・企業
57	お知らせ
60	行政計画一覧
61	くらしの情報編

令和8年度くらしのガイド

保険・年金	1
税金	2
旅券	4
健康・医療	5
妊娠・出産・子育て	10
教育・文化・スポーツ	19
高齢者	23
高齢者・障がいのある方	29
障がいのある方	33
住まい・環境	41
その他の福祉	47
生活	48
再生エネルギー	50
産業・企業	51
お知らせ	57
行政計画一覧	60
くらしの情報編	61

番号	ページ
38 子育て支援センター	17
39 認定こども園 こどもの杜（入園について）	17
40 認定こども園 こどもの杜(取り組み事業)	18
41 認定こども園 こどもの杜(こども誰でも通園制度)	18
42 未就学児童通園等交通費補助事業	18
■教育・文化・スポーツ■	19
43 文化・スポーツ競技大会派遣費補助	19
44 町外学校等バス通学定期券購入費助成事業	20
45 奨学金返還支援事業	20
46 奨学金制度	21
47 人づくり・まちづくり活動支援事業	21
48 就学援助費	22
■高齢者■	23
49 介護保険サービス	23
50 在宅介護サービス費一部負担金助成	23
51 高齢者等緊急通報システム貸出し事業	24
52 老人無料入浴券交付事業	24
53 障がい者控除対象者認定書の交付	25
54 長寿者記念品支給事業	25
55 老人福祉寮	26
56 ミズナラ倶楽部（介護予防教室）	26
57 安否確認訪問事業	26
58 認知症高齢者等SOSネットワーク事業	27
59 ふれあい・いきいきサロン事業	27
60 介護予防いきいきポイント事業	27
61 りんぐ☆つべつ（認知症初期集中支援推進事業）	28
62 認知症地域支援・ケア向上事業	28
63 生活支援サポートセンター事業	29
64 高齢者世帯熱中症対策エアコン等購入費助成事業	29
■高齢者・障がいのある方■	30
65 移送サービス事業	30
66 バス無料乗車ICカード交付事業	30
67 バス無料乗車券交付事業	31
68 除雪サービス事業	31
69 通院等交通費助成事業	32
70 寝たきり老人等介護手当支給事業	32
■障がいのある方■	33
71 心身障がい児交通費支給事業	33
72 特別障がい者手当	33
73 障がい児福祉手当	34
74 地域生活支援事業	34
75 障がい者福祉サービス（介護給付）	34
76 障がい者福祉サービス（訓練給付）	35
77 自立支援医療等給付事業(育成医療)	36

番号	ページ
78 自立支援医療等給付事業(更生医療)	36
79 自立支援医療等給付事業（精神通院医療）	36
80 身体障がい者相談員、知的障がい者相談員	37
81 障がい者等交通費助成事業	37
82 補装具給付事業	38
83 軽度・中等度難聴児補聴器購入費用助成	38
84 中等度難聴者の補聴器購入費助成	38
85 重度心身障がい者医療費助成制度	39
86 重度障がい者無料タクシー券交付	39
87 身体障がい者手帳交付	40
88 療育手帳の交付	40
89 精神障がい者保健福祉手帳	41
■住まい・環境■	41
90 空家等撤去促進事業	41
91 空家等情報登録制度（空き家バンク）	42
92 空家活用促進事業	42
93 住宅改修奨励事業	43
94 中古住宅購入奨励事業	43
95 住宅新築奨励事業	44
96 町営住宅家賃減免制度	44
97 介護保険住宅改修支援事業	45
98 ボランティアごみについて	45
99 未給水地区の飲用水に関する補助制度	46
■その他の福祉■	47
100 高額医療費助成事業	47
101 生活保護	47
■生活■	48
102 森の健康館町民入浴優待券	48
103 森の健康館町民入浴優待回数券	48
104 花バス市街地巡回線運行事業	49
105 タクシー利用助成券交付事業	49
■再生エネルギー■	50
106 太陽光発電システム導入支援事業	50
107 木質ペレットストーブ購入費補助事業	50
■産業・企業■	51
108 移住支援金(U I J 新規就業支援事業)	51
109 小規模事業所若者雇用促進助成事業	52
110 起業等振興促進事業	53
111 特産品販路拡大支援事業	54
112 林業従事者就業支援等補助	54
113 森林管理認証取得支援事業	55
114 狩猟免許等取得支援補助	55
115 介護保険施設従事者就業支援	56
116 農業新規参入者誘致事業	56

令和8年度くらしのガイド

ページ	
1	保険・年金
2	税金
4	旅券
5	健康・医療
10	妊娠・出産・子育て
19	教育・文化・スポーツ
23	高齢者
29	高齢者・障がいのある方
33	障がいのある方
41	住まい・環境
47	その他の福祉
48	生活
50	再生エネルギー
51	産業・企業
57	お知らせ
60	行政計画一覧
61	くらしの情報編

保険・年金

1

社会保険等に加入していた被扶養者の方の国民健康保険税減免措置



社会保険等の加入者が後期高齢者医療制度に移行するとき、その被扶養者であった方は国民健康保険に加入することになります。被扶養者であった期間は保険料の負担がなかったため、新たな国民健康保険税の負担に対する減免措置があります。

対象者

上記内容に該当する65歳以上の方

申請

詳細については、担当にお問い合わせください。

内容

国民健康保険に加入された方の所得割は10割減免、均等割は5割減免（2割軽減が適用される世帯は3割減免）、加入者が1人の場合は平等割を5割減免（2割軽減が適用される世帯は3割減免）

問い合わせ先

保健福祉課 国保係 電話 77-8379
1階9番窓口

2

国民年金保険料の免除制度



収入の減少、失業や病気などの経済的な理由や学生で収入がない等で保険料を納められないときは、申請により保険料の免除が受けられます。

対象者

- 失業などにより収入が少なく支払が困難な方
- 学生
- 50歳未満で学生以外の方（納付猶予制度）

申請に必要な物

- 基礎年金番号通知書または年金手帳
- 失業の場合は離職票など
- 学生の場合は、在学証明書または学生証の写し

免除内容

全額免除、3/4免除、半額免除、1/4免除、納付猶予制度、学生納付特例制度

※申請後、年金事務所で前年の所得等を審査して、要件を満たしていれば承認を受けることができます。納付がむずかしい時には、未納のままにせず、年金担当にご相談ください。

問い合わせ先

保健福祉課 戸籍年金係 電話 77-8378
1階8番窓口

税金

3

家屋の新築・増築（固定資産税）

固定資産税は、1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税されます。

町内に家屋（住宅、付属家、共同住宅、事務所、店舗、工場、倉庫等）を新築または増築した方は、町への申告・申請が必要となります。

内容

下記の減額・特例措置もありますので、まずは税務収納係までご連絡をお願いします。

- 家屋調査
適正な固定資産税の算出のために家屋調査に伺わせていただきます。
- 新築住宅に対する減額措置
新築した住宅のうち、居住用の床面積が40～240㎡の住宅について、120㎡に相当する居住用床面積の固定資産税額が新築後3年間1/2に減額されます（長期優良住宅は新築後5年間）。
- 住宅用地の特例措置
居住用の住宅用地のうち、200㎡以下の固定資産税課税標準額が1/6に、200㎡を超える部分の固定資産税課税標準額が1/3に軽減されます（家屋の総床面積の10倍が限度）。

申請に必要な物

所定の申告書および申請書、印鑑

申請時期・期限

- 家屋調査：入居前
- 減額・特例措置の申告・申請：当該年度の初日の属する年の1月31日まで

問い合わせ先

税務財政課 税務収納係 電話 77-8376
1階10・11番窓口

4

家屋の所有権移転の手続き（固定資産税）

家屋の所有者が変更となった場合は、そのままにせず届け出をお願いします。

対象

- 未登記家屋
役場へ「家屋所有権移転届」の提出が必要です。
- 登記されている家屋
法務局への所有権移転登記が必要です。
なお、土地は全て法務局への所有権移転登記が必要です。

内容

届け出により、翌年度から新所有者に課税されます。

申請に必要な物

新・旧所有者の印鑑
売買契約書、遺産分割協議書等の事実を確認できる書類の写し

申請時期・期限

12月末まで

その他

- 令和6年4月1日から相続登記が義務化になりました。相続後3年以内に法務局での相続登記が必要です。
- 相続等で固定資産を所有した場合、相続等した土地や家屋等を既に自分の口座から口座振替で納付していても、再度口座振替の手続きが必要となります。手続きがなされていない場合、払込取扱票（納付書）にてお支払いいただくこととなります。

問い合わせ先

税務財政課 税務収納係 電話 77-8376
1階10・11番窓口

5 家屋の取り壊しの手続き(固定資産税)

家屋を取り壊した場合は、そのままにせず届け出をお願いします。

対象

- 未登記家屋
役場へ「家屋取り壊し届」の提出が必要です。
- 登記されている家屋
法務局への滅失登記が必要です。

内容

届け出により、翌年度から家屋の固定資産税が課税されなくなります。
なお、住宅用地の特例措置が適用されている土地については、適用終了により土地の固定資産税が変更になります。

申請に必要な物

所有者の印鑑、滅失証明書等の事実を確認できる書類の写し

申請時期・期限

12月末まで

問い合わせ先

税務財政課 税務収納係 電話 77-8376
1階10・11番窓口

6 過疎地域における固定資産税の課税免除

過疎地域(町内全域)を対象に固定資産税の課税を免除します

対象

製造業、情報サービス業、農林水産物等販売業、旅館業を営む青色申告書を提出する法人または個人が対象です。資本金により、対象になる設備の取得基準額が変動します。

内容

対象設備が新たに課税されることになった年度から3年間固定資産税が免除されます。
償却資産：一体の設備を構成し、直接事業に用する機械装置および構築物
家屋：直接事業に用する部分で製造ラインや関連施設の工場や機械室
土地：1年以内に購入した土地に対象家屋を建設し、事業用に供する部分

申請に必要な物

- ①固定資産税課税免除申請書
- ②新設増設の設備の名称および所在地を示す書類
- ③新設増設の事業概要および主要製品名書類
- ④固定資産の種類別明細書
- ⑤生産工程の配置図および設備配置図
- ⑥会社概要書類(会社の沿革および会社定款)
- ⑦事業場見取図(位置図 配置図 平面図 立面図)
- ⑧青色申告が確認できる書類
- ⑨特別償却が確認できる書類
- ⑩工場用建物の詳細が分かる書類

申請時期・期限

各年の1月31日(毎年申請が必要です)
対象となった設備の2年目～3年目の申請について②～⑩の添付は不要です。

問い合わせ先

税務財政課 税務収納係 電話 77-8376
1階10・11番窓口

7 非自発的失業者に係る国民健康保険税の軽減について

倒産・解雇などによって離職され雇用保険に加入していた方は、国民健康保険税の軽減が受けられます。

対象者

雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇などによる離職)、雇用保険の特定理由離職者(雇い止めなどによる離職)として失業給付を受ける方

支援内容

国民健康保険税について、前年の給与所得を30/100に減らして計算します。

申請に必要な物

雇用保険受給資格者証

問い合わせ先

保健福祉課 国保係 電話 77-8379
1階9番窓口

8

軽自動車税の課税免除について



身体等に障がいのある方のために使用する軽自動車で、一定の要件を満たすものは、申請により軽自動車税を免除します。

対象

対象者 ※等級などの要件があります。

- ▶身体障害者手帳の交付を受けている方
- ▶療育手帳の交付を受けている方
- ▶精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ▶戦傷病者手帳の交付を受けている方

対象車両

- ▶上記障がい者の方が所有する軽自動車
 - ▶障がい者の方と生計を同じくする方が、障がい者のために所有する軽自動車
 - ▶構造上、身体障がいの方が利用するための軽自動車
- ※軽自動車の利用状況について要件があります。

【その他】

- 申請できるのは、障がい者1人に対して1台のみです。
- ※普通自動車を希望される場合は、オホーツク総合振興局税務課へ申請ください。
- 軽自動車税は4月1日以前に車両登録をされていれば、その年の納税通知書が送られます。
- 申請期間は、毎年軽自動車税の納税通知書が届いて(5月10日前後)から、納期限の前日(令和8年は5月29日)までです。

免除内容

軽自動車税の課税免除

申請に必要な物

- 軽自動車税の納税通知書
- 障害者手帳
- 印鑑
- 運転者の免許証(本人または介助者)

その他

税務収納係までお問い合わせください。なお自動車税については、オホーツク総合振興局税務課(0152-41-0612)へお問い合わせください。

問い合わせ先

税務財政課 税務収納係 電話 77-8376
1階10・11番窓口

9

パスポート(旅券)申請について



国外に渡航する方の国籍およびその他身分を証明する公的書類です。国外においては身分を証明する最も公的で通用度の高い身分証明書になり、出国・帰国の際に携帯および呈示が義務付けられています。

対象者

申請される方

申請に必要な物

本人確認書類、パスポートをお持ちの方は、そのパスポート

パスポート申請交付窓口

- 美幌町役場戸籍年金窓口(電話:77-6532)
- ▶窓口での受付時間帯
午前8時45分～午後5時30分
(土日祝日、年末年始を除く)
- ▶住所:美幌町字東2条北2丁目25番地

問い合わせ先

保健福祉課 戸籍年金係 電話 77-8378
1階8番窓口

健康・医療

10

特定健診・後期高齢者健診・国保30健診（さんまる健診）



生活習慣病予防のため、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）とフレイル（年齢による心身の弱さ）に着目した健康診査を行っています。

対象者

特定健診

▶津別町国民健康保険に加入している40～74歳の方

後期高齢者健診

▶後期高齢者医療に加入している方

国保30健診（さんまる健診）

▶津別町国民健康保険に加入している30歳～39歳の方

申込方法

津別町けんしんまるわかりガイド（広報4月号に折り込み）、ホームページ等でご確認ください。

内容

健診料

- ▶特定健診……………無料
- ▶後期高齢者健診…無料
- ▶国保30健診（さんまる健診）…無料

健診内容

▶身長、体重、血液検査、血圧測定、心電図検査、尿検査、診察、問診等

問い合わせ先

保健福祉課 健康推進係 電話 77-8380
1階7番窓口
保健福祉課 国保係 電話 77-8379
1階9番窓口



11

がん検診・エキノコックス症検診・肝炎検診

日本人の死因上位であるがんの早期発見、早期治療を目的に、町ではがん検診等を行っています。

対象者

胃がん・肺がん・大腸がん検診

▶40歳以上の方

前立腺がん検診

▶50歳以上の男性の方

乳がん検診

▶40歳以上の女性の方（2年に1回）

子宮頸がん検診

▶20歳以上の女性の方（2年に1回）

エキノコックス症検診

▶小学3年生以上の方（5年に1回）

肝炎検診

▶40歳以上の方（今まで受けたことのない方）

内容

- 今年度40、45、50、55、60、65歳を迎える方は、検診料が無料（子宮頸がんは20、25、30、35歳も無料）
- エキノコックス、肝炎検診については全員無料
- 上記以外は200円～1,000円の自己負担

申込方法

津別町けんしんまるわかりガイド（広報4月号に折り込み）、ホームページ等でご確認ください。

問い合わせ先

保健福祉課 健康推進係 電話 77-8380
1階7番窓口



12

簡易脳ドックおよび心血管ドック助成事業



脳疾患と心疾患の早期発見、早期治療のため、受診費用の一部を助成します。

対象者

4月1日現在40歳以上で、検査受診日現在津別町国民健康保険に加入されている方
※ただし、脳または心臓の疾患で、受診中の方は除きます。また、持病の内容によっては、検査を受けられない場合があります。

申請方法

- 所定の申請書（窓口備付）
- 申請者の本人確認ができるもの
- ※申請は窓口のみにて受付します。

助成内容

- 簡易脳ドック
- ▶検査受診費用のうち10,000円を助成
- 心血管ドック
- ▶検査受診費用のうち7,000円を助成

問い合わせ先

保健福祉課 国保係 電話 77-8379
1階9番窓口



子ども 高齢者



13

予防接種

赤ちゃんやお子さん、高齢者の方を対象に、予防接種を行っています。

時期

各予防接種の時期は、ご自宅へ郵送、または赤ちゃん訪問のときにお知らせします。

当日に必要な物

- 母子健康手帳（赤ちゃんやお子さん）
- 各予防接種の予診票

内容

津別病院、美幌国保病院、美幌田中医院等で受けることができます。

※曜日や時間は、ホームページをご覧ください。

対象の予防接種

▶ヒブ、小児用肺炎球菌、BCG、2種混合、5種混合、麻しん風しん混合、子宮頸がん予防、日本脳炎、B型肝炎、水痘、ロタウイルス、おたふく、高齢者用肺炎球菌、带状疱疹、RSウイルス

問い合わせ先

保健福祉課 健康推進係 電話 77-8380
1階7番窓口





14 インフルエンザワクチンの費用助成

インフルエンザの感染予防のため、予防接種の料金の一部を助成します。

対象者

次の条件の方

- ① 65歳以上の高齢者の方
- ② 60歳～64歳の心臓、肺、じん臓およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能のために身体障害者手帳1級相当の障がいがある方
- ③ 生後6か月から中学3年生までの方

当日に必要な物

- ①の方：マイナンバーカードまたは資格確認書等
 - ②の方：マイナンバーカードまたは資格確認書等、身体障害者手帳
 - ③の方：母子健康手帳
- ※生活保護の方：生活保護の受給証明書

助成内容

予防接種費用の一部助成。
 (自己負担金額は時期が近づきましたらお知らせします。)
 このうち生活保護世帯の方は、費用の全額を助成します。事前に福祉係で「生活保護の受給証明書」をお申し出ください。

問い合わせ先

保健福祉課 健康推進係 電話 77-8380
 1階7番窓口

16 国民健康保険の特定パック健診料金

国民健康保険の加入者が、特定健診とがん検診をセットで受診する場合、自己負担額を軽減しています。

対象者

津別町国民健康保険に加入している40歳～74歳の方(ただし集団健診を受ける方に限定)

内容

特定健診(無料)、胃がん検診(900円)、肺がん検診(200円)、大腸がん検診(400円)をセットで受診すると500円割引(自己負担額が1,500円から1,000円)

利用に必要な物

集団健診をお申込みで、該当する方へご案内します。

問い合わせ先

保健福祉課 健康推進係 電話 77-8380
 1階7番窓口
 保健福祉課 国保係 電話 77-8379
 1階9番窓口

15 新型コロナウイルスワクチンの費用助成

新型コロナウイルスの感染症予防のため、予防接種の料金の一部を助成します。

対象者

次の条件の方

- ① 65歳以上の高齢者の方
- ② 60歳～64歳の心臓、肺、じん臓およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能のために身体障害者手帳1級相当の障がいがある方

当日に必要な物

- ①の方：マイナンバーカードまたは資格確認書等
 - ②の方：マイナンバーカードまたは資格確認書等、身体障害者手帳
- ※生活保護の方：生活保護の受給証明書

助成内容

予防接種費用の一部助成。
 (自己負担金額は時期が近づきましたらお知らせします。)
 このうち生活保護世帯の方は、費用の全額を助成します。事前に福祉係で「生活保護の受給証明書」をお申し出ください。

問い合わせ先

保健福祉課 健康推進係 電話 77-8380
 1階7番窓口

17 歯周病検診・後期高齢者歯科健康診査

歯の損失につながる歯周病の早期発見・早期治療を目的に、歯周病検診等を行います。

対象者

- 今年度に20、30、40、50、60、70歳を迎える方
- 後期高齢者医療制度に加入している方

助成内容

歯周病検診または後期高齢者歯科健康診査の受診費用の一部を助成
国保または社保の方
 ▶自己負担額500円
後期高齢者の方
 ▶無料

利用に必要な物

- 今年度に20、30、40、50、60、70歳を迎える方には案内文をご自宅へ郵送します。
- 後期高齢者の方は国保係までお問い合わせください。

問い合わせ先

保健福祉課 健康推進係 電話 77-8380
 1階7番窓口または
 保健福祉課 国保係 電話 77-8379
 1階9番窓口

18 特定不妊治療の費用助成



特定不妊治療の費用を助成します。

対象者

- ・治療終了時および申請時に夫婦のいずれかが津別町に住所を有する方
- ・治療開始時の女性の年齢が43歳未満の方
- ・他の市町村で同一の治療に対し、助成を受けていない方

申請時期・期限

- ・治療が終了した日から6ヶ月以内
- ・1回の治療が終了するごとに1回の申請が必要

助成または支援内容

健康保険で受けた治療（体外受精・顕微受精、男性の不妊手術）にかかった費用の自己負担分を全額助成

申請に必要な物

- ・津別町特定不妊治療助成交付申請書
- ・津別町特定不妊治療助成事業受診等証明書（専用の様式は町のホームページからダウンロード）
- ・対象となる治療に係る領収書
- ・夫婦それぞれの健康保険の名称がわかる書類の提示
- ・高額療養費給付費限度額証明書の写し（該当者のみ）
- ・その他の医療費軽減制度の金額が分かる書類（該当者のみ）
- ・事実婚の方は別途必要書類あり（専用の様式は町のホームページからダウンロード）
- ・夫婦の一方が町外在住者の場合は、夫婦の住所を確認できる書類

問い合わせ先

保健福祉課 健康推進係 電話 77-8380
1階7番窓口

19 特定不妊治療のうち先進医療の費用助成



特定不妊治療のうち先進医療の費用を助成します。

対象者

- ・治療終了時および申請時に夫婦のいずれかが津別町に住所を有する方
- ・治療開始時の女性の年齢が43歳未満の方
- ・他の市町村で同一の治療に対し、助成を受けていない方

申請時期・期限

- ・治療が終了した日から6ヶ月以内
- ・1回の治療が終了するごとに1回の申請が必要

助成または支援内容

健康保険で受けた治療（体外受精、顕微受精、男性の不妊手術）と併用して行った先進医療にかかる治療費と交通費（上限あり）（先進医療については厚生労働省のホームページをご確認ください。）

申請に必要な物

- ・津別町特定不妊治療（先進医療）および助成交付申請書
- ・津別町特定不妊治療（先進医療）および助成事業受診等証明書
- （専用の様式は町のホームページからダウンロード）
- ・先進医療分と交通費の領収書
- ・治療の支払領収書
- ・事実婚の方は別途必要書類あり（専用の様式は町のホームページからダウンロード）
- ・夫婦の一方が町外在住者の場合は、夫婦の住所を確認できる書類

問い合わせ先

保健福祉課 健康推進係 電話 77-8380
1階7番窓口

20 妊娠の届出・母子健康手帳交付



妊娠が判明した際に、妊娠の届出と母子健康手帳交付が必要となります。

対象者

妊娠が判明した方

手続き方法

窓口申請の場合：事前に健康推進係までご予約ください。

電子申請の場合：ぴったりサービス(マイナポータル)から妊娠の届出をしてください。その後、担当の保健師から連絡し、母子手帳交付日・面談日の調整を行います。

問い合わせ先

保健福祉課 健康推進係 電話 77-8380
1階7番窓口

21 妊婦のための支援給付事業（妊婦支援給付金）



津別町で安心して妊娠、子育てができるよう経済的支援を行います。

対象者

医療機関で胎児心拍が確認ができ、給付認定の申請をした方
※医療機関で胎児心拍が確認できた後で、万が一妊娠が途中で終了した場合にも対象となりますので、お問合せください。
※他市町村で同様の給付金を受けている方は対象外です。

申請に必要な物

通帳（振込先がわかるもの）

申請時期・期限

妊娠届時：医療機関で胎児心拍が確認できた日から2年以内
産後：出産予定日の8週間前から2年以内

支援内容

給付金

▶ 妊娠時に5万円、出産後に胎児の数×5万円を支給(詳しい手続き方法は、妊娠の届出の際にご案内いたします。)

問い合わせ先

保健福祉課 健康推進係 電話 77-8380
1階7番窓口

22 新生児誕生祝品

新生児が誕生した家庭に、健やかな成長を祈念し祝品をお渡しします。

対象者

津別町に住所がある方で、新生児を出産した方

内容

町内縫製工場生産された新生児服を町内木工場が製作した経木箱に入れて贈呈

申請に必要な物

ありません。

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

23 妊婦エントリーネット119

妊婦さんの出産への不安を少しでも解消するため、「出産時の陣痛や破水等が見られ」、ご自身または家族など関係者で病院へ搬送するための適切な手段がない場合や、救急車でなければ搬送不可能な場合に、近隣の掛かりつけの産婦人科へ迅速に搬送します。なお、妊婦さんの状態によって、北見赤十字病院へ搬送する場合があります。

対象者

妊婦の方（里帰り出産を含む）

内容

119番通報により迅速に病院へ搬送します。

手続き方法

直接消防に行き、手続きをします。（妊婦事前登録者情報届出書を記入します。）

問い合わせ先

津別消防署 電話 76-2189

24 つべびい(母子手帳・子育て支援アプリ)

妊娠中の方、子育て中（主に幼児）の方が津別町の子育て情報を受け取ったり、お子様の成長記録ができます。

対象者

妊娠中の方、子育て中の方。ご家族もご利用になれます。

登録に必要な物

ダウンロード時にニックネーム、お子様の生年月日、郵便番号の登録が必要になります。

内容

利用料は無料です。
上記二次元コードをご利用ください

問い合わせ先

保健福祉課 健康推進係 電話 77-8380
1階7番窓口

25

成人の風しんワクチン費用助成 (妊娠中の風しん予防対策)



妊娠中の方の風しん予防のため、予防接種の料金の一部を助成します。

対象者

- ① 19歳～49歳の将来妊娠を希望する女性
- ② 妊婦の夫

助成内容

- 津別病院へ直接予約をします。
- 1回目は抗体検査を実施し、その後は、ワクチンの必要な方のみ接種となります。
- 抗体検査は無料。
- ワクチン接種は、2,000円の自己負担となります。

当日に必要な物

- ①の方：マイナンバーカードまたは資格確認書等
- ②の方：母子健康手帳

問い合わせ先

保健福祉課 健康推進係 電話 77-8380
1階7番窓口

26

妊産婦健康診査費用助成



妊娠中の健診と産後の健診に必要な料金の一部を助成します。

対象者

母子手帳の交付を受けた方

助成内容

- 妊婦一般健康診査受診票の交付(上限14回)
- 超音波検査受診票の交付(上限6回)
- 産婦一般健康診査受診票の交付(上限2回)
- ※ 健診の費用については、限度額を超えるものは自己負担

問い合わせ先

保健福祉課 健康推進係 電話 77-8380
1階7番窓口

27

新生児聴覚検査費用助成

出生後、入院中の赤ちゃんに行われる新生児聴覚検査の費用を全額助成します。妊産婦健康診査受診票と共にお渡しします。

対象者

新生児の保護者

助成内容

新生児聴覚検査費用の全額

問い合わせ先

保健福祉課 健康推進係 電話 77-8380
1階7番窓口



妊産婦さんご家族の経済的負担を軽減し、安心して妊娠期を過ごし出産を迎えられるよう、妊産婦健康診断等に伴う通院交通費、出産準備のための宿泊費の一部を助成します。

対象者

交通費

妊婦で、妊産婦健康診断のために産科医療機関を受診した方

宿泊費

妊婦で、出産のために宿泊施設を利用した方（ただし、自宅または里帰り先の居住地から最寄りの分娩可能な産科医療機関まで50kmを超える場合）

申請に必要な物

- 母子健康手帳(通院記録や出生届出証明を確認します)
 - 通帳(振込先のわかるもの)
 - 宿泊費の領収書の写し(宛名が妊婦のもの)
- ※ 出生後2か月以内に申請手続きを行ってください。
- 出産前に転出した場合、万が一妊娠が途中で終了した場合にも対象となりますので、2か月以内に申請手続きを行ってください。

助成内容

交通費

次に示す通院に対して、片道につき920円を助成

- ▶ 妊婦健康診断のための通院14回分
- ▶ 出産のための通院1回分
- ▶ 産後1か月以内の健康診断のための通院2回分

宿泊費

▶ 1泊につき、7,600円を上限に最大14泊まで(食事代除く)

問い合わせ先

保健福祉課 健康推進係 電話 77-8380
1階7番窓口



指定の事業所の助産師等の専門職から、産婦さんの心身のケアや子育てに関する支援を、自宅や事業所で受けられるサービスです。サービスの利用時間によってショート型、ロング型、宿泊型に分けられます。また、自宅に来てもらうことを訪問型と言います。

対象者

産後1年以内のお母さんとお子さんで、産後ケアを必要とする方

※ 医療行為が必要な場合を除く

申請に必要な物

母子手帳

支援内容

9回を上限に利用できます(宿泊型の場合は上限7回(7泊)です)。

自己負担額

- ▶ 訪問型とショート型は1回600円
 - ▶ ロング型は1回1,000円
 - ▶ 宿泊型は1回(1泊)2,500円
- ※ 町民税非課税世帯、または生活保護世帯に属する方は利用料が無料となります。
- ※ 訪問型の場合は別途交通費が、宿泊型の場合は別途食費がかかります。

問い合わせ先

保健福祉課 健康推進係 電話 77-8380
1階7番窓口



1歳～小学校入学前のお子さんの歯科検診・フッ素塗布の料金の一部助成を行います。

対象者

1歳～小学校入学前のお子さん

助成内容

毎年、お誕生日近くに助成券をお送りします。

自己負担額：400円

問い合わせ先

保健福祉課 健康推進係 電話 77-8380
1階7番窓口

幼少期より増加している虫歯を予防するため、フッ化物を用いた集団的および継続的な洗口を行います。

対象者

町内のこども園および小学校に在籍する年中児以上の幼児、児童のうち、保護者から希望があった方

内容

- こども園に在籍する方は、週5回法
- 小学校に在籍する方は、週1回法

その他

こども園…年中進級時に希望調査をします。
小学校…入学時に希望調査をします。

問い合わせ先

保健福祉課 健康推進係 電話 77-8380
1階7番窓口または
生涯学習課 学校教育係 電話 77-6002
(中央公民館内)



0歳から18歳の年度末までの子どもの医療費を助成します。

対象者

津別町に住所がある0歳から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの子ども

助成内容

医療費(初診時一部負担金含む)

申請に必要な物

- 資格確認書または通知書
- 領収書
- マイナンバーカードまたは個人番号通知カード

問い合わせ先

保健福祉課 国保係 電話 77-8379
1階9番窓口

ひとり親家庭等医療費助成制度



ひとり親家庭等の母または父および児童に対し、医療費の助成を行います。

対象者

18歳以上の年度末(学生等で扶養されている場合は20歳未満)までの子どもを育てている母子家庭の母、父子家庭の父または父子に代わって子どもを養育する配偶者のいない方およびその子ども。

助成内容

0～18歳の年度末までの子

▶医療費(初診時一部負担金を含む)

18～20歳の子(制限付)、母、父

▶医療費の2割または3割-初診時一部負担金

申請に必要なもの

- 資格確認書または通知書
- 領収書
- マイナンバーカードまたは個人番号通知カード

問い合わせ先

保健福祉課 国保係 電話 77-8379
1階9番窓口

児童手当制度



高校生年代までの子どもを養育する方に手当を支給します。

対象者

0歳から高校生年代(18歳になった後の最初の3月31日)までの子どもを養育している方

申請に必要な物

- 認定請求書の提出(公務員の方は勤務先で手続)
- 印鑑
- マイナンバーカードまたは個人番号通知カード

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

助成内容

助成額(1人/月額)

- 0歳～3歳未満(第1子・第2子)
一律15,000円
- 3歳～高校生年代まで(第1子・第2子)
10,000円
- 第3子以降(0歳～高校生年代まで)
一律30,000円
- 支出期日
2月、4月、6月、8月、10月、12月

特別児童扶養手当制度



精神や身体に障がいがある児童を監護、養育している方に、福祉の増進を図ることを目的に特別児童扶養手当を支給します。

対象者

20歳未満の障がいの状態にある方の父か母、または父母に代わって児童を養育している方で、北海道知事の認定を受けた方

支援内容

障がい児1人につき月額

- ▶1級58,450円
- ▶2級38,930円

申請に必要な物

- 所定の申請書
- マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
- 申請者の本人確認ができるもの
- 所定の診断書
- 振込先の通帳

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

児童扶養手当



ひとり親家庭や親と一緒に生活していない子どもを養育する家庭の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図ります。

対象者

18歳の年度末(障がい児の場合は20歳未満)までの児童で、以下に該当する方

- 父母が婚姻を解消した児童を養育するひとり親
- 父または母が死亡した児童を養育するひとり親
- 父または母の生死が明らかでない児童を養育するひとり親
- 婚姻によらないで生まれた児童等を養育するひとり親

申請に必要な物

- 所定の申請書
- 印鑑
- マイナンバーカードまたは個人番号通知カード

支援内容

- 子ども1人の場合、全部支給で月額48,050円
一部支給は、所得に応じて月額48,040円から11,340円まで
- 第2子については、全部支給で11,350円を加算しますが、一部支給は月額11,340円から5,680円を加算
- 第3子以降は、第2子と同額を加算

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

乳幼児養育手当



0歳から1歳の誕生日を迎える月までは毎月10,000円を支給し、1歳から3歳の誕生日を迎える月までは、毎月5,000円を支給します。

対象者

- 0歳児の乳児の保護者
- 1歳児から2歳児の幼児の保護者
- ※生活保護世帯を除く

支援内容

誕生した翌月から1歳の誕生日を迎える月まで毎月10,000円を口座振り込みにて支給。
1歳から3歳の誕生日を迎える月まで毎月5,000円を商品券にて支給。転入の場合、転入日が属する月の翌月分より支給。

申請に必要な物

- 所定の申請書
- 印鑑
- 振込先の通帳

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

対象者

0歳～小学校就学前のお子さんと保護者の方
(里帰り中など町外の方の利用も可能です)

問い合わせ先

こどもの杜 子育て支援センター
電話 77-3337 内線 15

申請に必要な物

こどもの杜 子育て支援センターへお問い合わせください。

内容

認定こども園こどもの杜に併設しています。
●開館：火～土曜日 午前9時30分～午後4時
(月1回月曜日も開館しています)。利用料はかかりません。
●「親子で自由に遊べる場」、「同年代～異年齢まで色々な人と出会える場」、「育児の情報交換や学び場」として、子育て講座やミニ講座、育児相談、年齢に合わせた遊びなどを行っています。

認定こども園こどもの杜(入園について)

幼稚園と保育所機能を兼ね備えた「幼保連携型認定こども園こどもの杜」の詳しい教育・保育内容は、下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】幼保連携型認定こども園こどもの杜 電話 77-3231

なお、入園には町が発行する「支給認定証」の取得が必要となります。

対象者

●教育(1号認定という)を希望する場合、お子さんが満3歳以上であることが条件です。
●保育(2号認定または3号認定という)を希望する場合、保護者が次の条件のどれかに該当する必要があります。

- ①保護者が就労しているため
- ②妊娠・出産のため
- ③保護者の疾病または障がいのため
- ④災害復旧のため
- ⑤求職活動のため
- ⑥就学または職業訓練のため
- ⑦虐待やDVの恐れがあるため
- ⑧育児休業中の継続利用のため
- ⑨その他町が認める事項

※保育(2号または3号)認定の場合、1か月の就労時間やその他申立事項により、「標準時間認定」と「短時間認定」を通知します。1日の保育時間(降園時間の違い)や利用者負担額に違いがあります。

内容

- 利用者負担額の軽減
- 給食費の無償化

申請に必要な物

- 支給認定証の申請書
- 勤務(就労)証明書または申立書
- 印鑑
- マイナンバーカードまたは個人番号通知カード

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

認定こども園こどもの杜では、通常の教育・保育事業と合わせて「一時預かり事業」、「延長保育事業」、「一時保育事業」、「病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)」を実施しています。

対象者

一時預かり事業

▶教育(1号認定)の児童

延長保育事業

▶保育(2号認定および3号認定)児童

一時保育事業

▶生後6か月から小学校就学前の児童で、①～③のどれかに該当する場合

①児童および保護者が津別町に住所を有していること

②津別町出身で、出産等により一時的に里帰りした保護者の児童

③こどもの杜が認める児童

病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)

▶こどもの杜に登園後、体調不良となった児童を保護者等が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童

内容

一時預かり事業

▶降園時間以降(午後2時～5時)の預かり、土曜日または休業中は午前9時～午後5時まで

延長保育事業

▶降園時間後から30分間

一時保育事業

▶こどもの杜開設時間中に児童を預かり、週3日以内かつ月12日以内の利用

病時・病後児保育事業(体調不良児対応型)

▶こどもの杜に常駐の看護師が適切な対応を行います。

申請に必要な物

認定こども園こどもの杜へお問い合わせください。

問い合わせ先

こどもの杜 電話 77-3231

認定こども園こどもの杜では、通常の教育・保育事業と合わせて「こども誰でも通園制度」を実施しています。

対象者

認定こども園に通園していない0歳6か月から満3歳未満の児童

内容

●実施日・時間：月曜日～金曜日午前9時～午後4時
(祝日・年末年始を除く)

●利用できる時間：1人あたり月10時間以内(残った時間は翌月に繰り越せません)

●利用料金：1人あたり1時間300円(給食の提供を受ける場合は、別途1食あたり250円いただきます。)

申請に必要な物

- 認定申請書
- 利用する児童に疾患、食物アレルギーがある場合は、内容がわかる書類など

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

未就学児童通園等交通費補助事業

北海道北見バスを利用して、町内の認定こども園に通う未就学児童に対して交通費を補助します。

対象者

町内に住所がある3歳以上の1人乗車できる児童の保護者(ただし、保護者はバスの乗降場まで送迎)

内容

定期乗車券の運賃

申請に必要な物

補助金交付申請により保護者が申請

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口



町外学校等バス通学定期券購入費助成事業

町外の学校等に通学する学生の保護者に対し、バス通学定期券購入費を助成します。

対象者

津別町に住所を有し、通学的手段として北海道北見バス(株)の運行するバスを利用して町外の学校等(高校、専門学校、大学など)へ通学する学生等の保護者

助成内容

通学者の自宅から町外学校等までの必要と認められる区間に限り、通学定期券購入費の1/3を助成(10円未満は切り上げ)

申請に必要な物

- 助成金交付申請書
- 通学定期券購入領収書の写し
- 在学している学校を証明する書類等の写し(新1年生は合格通知書でも可)

届け出期間

随時受付

問い合わせ先

住民企画課 企画係 電話 77-8374
1階14 - 1番窓口



教育・文化・スポーツ

文化・スポーツ競技大会派遣費補助

文化・スポーツ競技大会の全道・全国大会に出場する選手の参加経費の一部を助成します。

対象者

津別町の在住者および津別高等学校在学者

助成内容

大会に要する経費のうち交通費、宿泊費、参加負担金の合計額を基礎に、小・中・高校生は2分の1以内、成人(高校生は除く)は3分の1以内

申請

年間通して行っています。

申請に必要な物

- 津別町文化・スポーツ競技大会派遣費補助金交付申請書
- 収支予算書
- 大会要項
- 予選大会の結果 等

問い合わせ先

生涯学習課 社会教育係 電話 76-2713
(中央公民館内)

奨学金返還支援事業

津別町内に新規に就職し、居住する方が奨学金を返還することに対し、助成します。

対象者

次の条件をすべて満たす方

- ①奨学金の貸与を受けて大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校(第4学年および第5学年)に進学し、卒業した方
- ②津別町に新規就労するために津別町へ転入した方または既に居住していて新規就労する方
- ③津別町内の事業所を有する事業主に、令和5年4月1日以降に新たに正規雇用され、申請年度末まで継続して雇用される見込みのある方(自営の場合も含みます)
- ④月賦、半年賦、年賦等で奨学金の返還を行っている方または申請年度内に返還を開始する方
- ⑤奨学金の返還に滞納がない方
- ⑥町税等に滞納がない方

助成内容

申請年度内に返還した奨学金の額(上限12万円)

申請に必要な物

- 助成金交付申請書
- 奨学金の借入残額を証するもの
- 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証明するもの
- 申請日が属する年度内に返還すべき奨学金の返還金額を証するもの
- 勤務先および就職年月日を証するもの(労働条件通知書、雇用契約書の写し等)

届け出期間

随時受付

問い合わせ先

住民企画課 企画係 電話 77-8374
1階14 - 1番窓口





教育の機会均等と教育の振興を図るために、無利子の奨学金を貸与します。

対象者

津別町に住所を有する者の子弟で、次に該当する方

- ▶ 高等学校（定時制含む）以上の学校に就学する方または在学する方
- ▶ 身体健康、学業優秀、性行善良である方
- ▶ 学資の支弁が困難な方

支援内容

- 高等学校に就学する方または在学する方
月20,000円
- 専修学校(専門課程)、高等専門学校(第4学年および第5学年)または大学以上の学校に就学または在学する方
月40,000円

申請に必要な物

- 所定の申請書(保証人2人の連署した申請書)
- 履歴書 ● 身分証明書
- 所要学資調書 ● 学校長の推せん書
- 生徒学生健康診断書の写し
- 過去3か年間の学業成績証明書および指導要録写し
- 家庭の状況調査書 ● 同意書(世帯収入調査)

その他

奨学生が目的の学校を卒業したときは、貸与された奨学金を10年以内の期間で翌年度から返還することになります。

問い合わせ先

生涯学習課 学校教育係 電話 77-6002
(中央公民館内)



町の産業、福祉、スポーツ等各分野において、まちづくりのリーダー育成および団体の自主的なまちづくり活動を支援します。

対象者

人づくり活動支援事業

- ▶ 町民が、国内外の各種研究機関や関連団体等に研修する事業

まちづくり活動支援事業

- ▶ 団体が行う新規または既存の活動の拡充となる自主的なまちづくり活動

※団体とは、活動拠点が町内にあり、構成員5人以上でうち半数以上および代表者が町民であるもの

申請

広報つべつ、町ホームページにて随時周知します。

支援内容

人づくり活動支援事業

- ▶ 補助対象経費の1/2以内(限度額:国内8万円、国外20万円)

まちづくり活動支援事業

- ▶ 補助対象経費の総額以内(上限100万円、下限5万円)

問い合わせ先

住民企画課 企画係 電話 77-8374
1階14 - 1番窓口



経済的理由等により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、必要な援助を行います。

対象者

津別町に住所を有し、次に該当される方

- ▶ 保護を必要とする状態にある方
- ▶ 町民税が非課税の方
- ▶ 町民税の減免を受けている方
- ▶ 個人の事業税の減免を受けている方
- ▶ 固定資産税の減免を受けている方
- ▶ 国民年金保険料の減免を受けている方
- ▶ 国民健康保険料の減免または徴収の猶予を受けている方
- ▶ 児童扶養手当の支給を受けている方
- ▶ 生活福祉資金貸付を受けている方
- ▶ 上記以外で、同一世帯における収入合計額が、生活保護法による保護基準により認定した額の1.3倍以内で規定にあてはまる方

申請に必要な物

- 就学援助費扶助認定申請書兼世帯票
 - 印鑑
- ※学校から案内をします。

その他

教育委員会は、申請のあった援助申請者について、認定・廃止・却下を決定します。

問い合わせ先

生涯学習課 学校教育係 電話 77-6002
(中央公民館内)

助成または支援内容

費目	基準額	
● 学用品費 ● 通学用品費 ● 校外活動費(宿泊を伴わないもの) ● 体育実技道具 ● 新入学児童生徒学用品費(小学1年生、中学1年生)	毎年度文部科学大臣が交付要綱に定める予算単価の範囲内の額(小学校入学前の支給および小学6年生に支給する新入学児童生徒学用品費等については、次年度の案として通知された予算単価の範囲内の額) 新入学児童生徒学用品費については、小学校入学前および中学校入学前に支給を受けることができます。	
● 校外活動費(宿泊を伴うもの) ● 修学旅行費	学校徴収金の範囲内の額	
● クラブ活動費	毎年度文部科学大臣が交付要綱に定める予算単価の範囲内の額	
● 生徒会費 ● PTA会費	毎年度文部科学大臣が交付要綱に定める予算単価の範囲内の額を上限とし、学校徴収金の範囲内の額	
● 通学費(統合地区、その他)	津別町遠距離通学児童生徒に対する通学費補助要綱の定めによる。	
● 医療費	(治療費)	医療機関等に対する窓口本人負担額
	(通院費)	通院に要する費用負担額で、予算の範囲内の額
● 卒業アルバム代等	学校徴収金の範囲内の額	

49 介護保険サービス

高齢に伴って生じる病気などで入浴や排せつ、食事などに介護を要する状態になったとき、本人の能力に応じ自立した生活が送れるよう必要な介護サービスを提供し支援を行います。

▶ 対象者

65歳以上の高齢者の方、40歳以上65歳未満の医療保険加入者の方で特定の疾病のため、日常生活等に介護が必要な方
※利用する場合は、介護認定等を受ける必要があります。

▶ 申請に必要な物

- 65歳以上の方は介護保険者証

問い合わせ先

保健福祉課 介護保険係 電話 77-8382
1階5番窓口

▶ 支援内容

サービスの種類には、居宅介護・予防サービス（訪問介護、通所介護、短期入所など）、福祉用具貸与（購入）、住宅改修、居宅介護（予防）支援、施設サービス（介護福祉施設、介護保健施設など）、地域密着型介護（予防）サービス（認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護など）があります。サービス利用にあたっては、介護支援専門員が個別の相談に応じています。

費用負担

利用したサービス費用の1割、2割または3割負担、居宅介護（予防）支援費は無料

50 在宅介護サービス費一部負担金助成

軽度の要介護者が安心して在宅介護サービスを受けることができるよう、負担額の一部を助成します。

▶ 対象者

介護居宅サービスの支給限度を超えた次に該当する方

- ▶町内に居住している町民税非課税世帯の方
- ▶要介護認定「要支援1」または「要支援2」と認定された方

▶ 助成内容

居宅介護サービスの支給限度額の3割以内において、介護サービス給付費の9割を助成

▶ 申請に必要な物

- 所定の申請書
- 印鑑

問い合わせ先

保健福祉課 介護保険係 電話 77-8382
1階5番窓口

51 高齢者等緊急通報システム貸出し事業

急病の時、非常ボタンやペンダントを押して消防に通報したり、リズムセンサー（トイレ前等を24時間通らない場合）が自動で看護師のいる業者（町委託）に通報するシステムです。利用者からの通報を受け、状況に応じて協力者に連絡したり救急車や消防車が出動します。

▶ 対象者

- 75歳以上の一人暮らしの方
- ひとり暮らしの重度の障がいをお持ちの方
- 寝たきり状態にある高齢者で、高齢者のみの世帯

▶ 内容

緊急通報システム本体、ハンドフリーボックス、リズムセンサー

▶ 申請に必要な物

協力者2名が必要です。所得に応じて設置負担金がかかります。
設置負担金は、町民税課税世帯の方が33,000円、町民税非課税世帯の方が11,000円、生活保護世帯の方は無料です。

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

52 老人無料入浴券交付事業

生活困窮世帯の高齢者に対し、無料入浴券を交付します。

▶ 対象者

町内に住所がある方で、次のいずれにも該当する方

- ▶4月1日現在満70歳以上の方
- ▶自家用風呂を有しないまたは自家用風呂が日常における使用に耐えないと判断される方
- ▶町民税非課税の方

▶ 申請に必要な物

- 所定の申請書
- 印鑑

▶ 支援内容

1名当たり週1枚、年52枚（幸町の公衆浴場でのみ使用できます）

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口



53

障がい者控除対象者認定書の交付 

障がい者手帳の交付を受けていない場合でも、65歳以上で要支援、要介護認定を受けている方で、一定の障がいや認知症の状態にあると町が認定した方に対し、税の障がい者控除の対象となる認定書を交付します。

▶ 対象者

障がい者手帳を持たない65歳以上の方で、要支援、要介護認定を受け、一定の基準に該当になる方

▶ 申請に必要な物

印鑑

▶ 内容

- 障がい者控除対象者認定書により障がい者控除の対象になります。
- 対象者本人または対象者を扶養している方で所得税、住民税が課税されている方が対象となり、課税されていない方は該当しません。

問い合わせ先

保健福祉課 介護保険係 電話 77-8382
1階5番窓口

55

老人福祉寮 

老人福祉の増進を図るため、老人福祉寮を設置しています（定員8名）。

▶ 対象者

- 65歳以上の方
- 町民税非課税の方
- 住宅環境が悪く生活が困難な方
- 家庭環境などから適切な生活が困難な方

▶ 申請に必要な物

- 所定の申請書
- 印鑑

▶ 内容

夏（4月～10月）

- ▶単身者 38,100円
- ▶夫婦者 68,200円

冬（11月～3月）

- ▶単身者 46,100円
- ▶夫婦者 84,200円

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

54

長寿者記念品支給事業 

高齢者の長寿に祝意を表すため、記念品を贈呈します。

▶ 対象者

基準日（9月1日）現在、年度内に次に該当する方
喜寿：数え年77歳（昭和25年生まれ）
米寿：数え年88歳（昭和14年生まれ）
白寿：数え年99歳（昭和3年生まれ）
満100歳（大昭15年4月～昭和2年3月生まれ）

▶ 申請に必要な物

ありません。

▶ 内容

記念品の贈呈

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

56

ミズナラ倶楽部（介護予防教室） 

閉じこもりや認知症予防のため、町内の会館などを利用して週1回集まり、軽運動や脳トレなどのプログラムを行います。

▶ 対象者

65歳以上の高齢者で、教室への参加が必要と判定された方

▶ 内容

送迎付きで週1回の教室に参加し、ゲームや趣味活動、体操等を行います。

- 女性教室…毎週火曜日、金曜日
- 男性教室…毎週木曜日

▶ 申請に必要な物

申請書
（事前に健康調査などによる判定が必要です）

問い合わせ先

保健福祉課 高齢者相談係 電話 77-8383
1階4番窓口

57 安否確認訪問事業



一人暮らしや夫婦世帯、認知症高齢者の自宅をホームヘルパーが訪問し、安否確認を行います。

▶ 対象者

交流が少なくなっている一人暮らし、夫婦の高齢者世帯や65歳以上で認知症の可能性のある高齢者の方

▶ 申請に必要な物

申請書（事前に担当職員と相談が必要です）

▶ 内容

一人暮らしや夫婦高齢者世帯は月1回、認知症高齢者は月2回、30分未満の範囲でホームヘルパーが訪問し、安否や生活状況を確認します。



問い合わせ先

保健福祉課 高齢者相談係 電話 77-8383
1階4番窓口

58 認知症高齢者等SOSネットワーク事業



認知症のため徘徊のおそれのある高齢者の方が行方不明になったとき、地域の皆さんの情報提供を受け安全に保護ができるよう、高齢者の方の情報を事前登録し、早期発見に努めます。

▶ 対象者

認知症のため徘徊のおそれのある高齢者の方で、登録を希望される方

▶ 申請に必要な物

ご本人の写真（お顔、全身が分かるもの）

▶ 内容

高齢者の方の身長や体重、特徴などの情報を事前登録することで、行方不明発生の際に関係機関への情報提供をスムーズに行います。（事前登録された高齢者の方の情報は、管理を徹底しています）



問い合わせ先

保健福祉課 高齢者相談係 電話 77-8383
1階4番窓口

59 ふれあい・いきいきサロン事業



高齢者が住みなれた地域で仲間づくりや世代間の交流を深め、健康でいきいきとした生活が送れるよう、「集う場（地域サロン）」の開設や運営の支援を行います。

▶ 対象者

津別町内に住所がある65歳以上の高齢者と地域の住民の方

▶ 支援内容

地域内の高齢者の孤立化を解消し、仲間づくりや世代間交流を図りながら、健康でいきいきとした生活が送れるよう「集う場」としてのサロン活動について、開設・運営を支援します。

助成金の内訳

▶新規設立準備金…10,000円

▶運営費3,000円/月1回

▶ 申請に必要な物

申請書



問い合わせ先

津別町社会福祉協議会
電話 76-1161(直通)

60 介護予防いきいきポイント事業



高齢者の方が主に施設や社会福祉協議会の事業におけるボランティア活動への参加を通して、社会参加などや生きがいにつなげることを目的としています。事前研修を受け、ボランティア登録し、指定された施設等で行ったボランティア活動は、その実績に基づいて付与されたポイントを商品券に交換できる制度です。

▶ 対象者

40歳以上の方
(社会福祉協議会は18歳以上40歳未満)

▶ 内容

ボランティア活動1時間当たり1ポイントが付与され、5ポイント以上から町内で使える商品券に交換（5ポイントで500円）。ただし、事前に研修にご参加いただき、登録が必要です。

▶ 申請に必要な物

申請書



問い合わせ先

保健福祉課 高齢者相談係 電話 77-8383
1階4番窓口または、
津別町社会福祉協議会 電話 76-1161

61 りんぐ☆つべつ(認知症初期集中支援推進事業)

認知症になってもご本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の方の早期診断・早期対応をします。

▶ 対象者

認知症の様子がありながら、まだ医療機関に行っていない方やそのご家族。また、認知症の診断がありながらも、介護保険サービスをご利用になっていない方（施設入所中の方は除きます）

▶ 支援内容

上記対象の方へ、認知症に関する専門職員が訪問

▶ 申請に必要な物

同意書(事前に下記担当職員と相談が必要です)



問い合わせ先

保健福祉課 高齢者相談係 電話 77-8383
1階4番窓口

62 認知症地域支援・ケア向上事業



認知症の方が津別町で安心して暮らすことができるように、医療や介護、地域のサービスでネットワークを形成したり、家族の方が相談できるような体制づくりを行います。

▶ 対象者

認知症高齢者を介護する家族の方

▶ 申請に必要な物

ありません

▶ 支援内容

- 認知症高齢者を支える家族の茶話会
- 認知症サポーター養成講座
- 認知症ステップアップ講座
- 認知症の人にやさしいお店登録事業



問い合わせ先

保健福祉課 高齢者相談係 電話 77-8383
1階4番窓口



高齢者の方の日常生活におけるちょっとした困り事に対して、研修を受けたサポーターが訪問し、お手伝いをします。

利用者の方は30分100円を負担し、サポーターは活動時間に応じてポイントがたまり、商品券に交換できます。

対象者

利用者

- ① 65歳以上の高齢者で、要介護・要支援認定を受けている方
- ② 事業対象者の方
- ③ 町が指定する基準に該当する方

サポーター

- ① 18歳以上の方
- ② 社会福祉協議会が主催する研修会を受講し、登録した方

申請に必要な物

申請書(事前に健康調査などによる判定が必要です)

内容

利用者は、30分100円の利用料がかかります(事前に利用券を購入)。

サポーターは、活動30分ごとに1ポイント(100円分)のポイントが付与され、5ポイント(500円分)から町内で使える商品券に交換できます。

問い合わせ先

保健福祉課 高齢者相談係 電話 77-8383
1階4番窓口



高齢者の熱中症対策のためエアコン等の購入費を助成します。

対象者

町内に居住し、町内に住所を有している方で、以下のすべてに該当する世帯の方

- ① 65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯
- ② 世帯員全員が町民税非課税である世帯
- ③ 世帯員全員が町税や水道料金などの滞納がない世帯
- ④ 家屋所有者からエアコン設置について同意を得ている世帯

※①について、64歳以下で障害者手帳を所持していた方(重度障がいの方に限る)が加わった世帯についても対象とします。

内容

- 対象機器
 - ① エアコン② 冷風機③ その他町長が認める機器
- 助成金額
 - ① エアコン：購入・設置に係る経費の2分の1(上限5万円)
 - ② エアコン以外：購入に係る経費(上限5万円)

申請時期・期限

令和8年4月1日～令和11年3月31日

申請に必要な物

- 交付申請書
- 購入・設置経費がわかる見積書
- 購入・設置内容がわかる書類
- 設置・配置する住宅の部屋の写真
- エアコン設置承諾書(申請者を含む世帯に家の所有者がいない場合で、工事が伴う設置の場合に限る)

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口



傷病等により通常の交通手段での移動に制約がある高齢者および障がい者を支援します。

対象者

- 介護保険法に定める要介護者および要支援者、総合事業対象者
- 身体障害者福祉法に定める1級および2級の障害者手帳所持者
- 内部障害、精神障害、知的障害により公共交通機関を利用することが困難な者

問い合わせ先

津別町社会福祉協議会 電話 76-1161

申請に必要な物

- 所定の申請書
- 印鑑
- 介護保険被保険者証および障害者手帳等の写し

支援内容

利用料金は、2kmまで340円です。以降、1km毎に150円が加算されます。通院や買い物などで利用できます。



高齢者および障がい者に対し、バス無料乗車ICカードを交付します。

対象者

- ① 町内在住の70歳以上の高齢者
- ② 1～3級の身体障害者手帳をお持ちの方
- ③ 療育手帳をお持ちの方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ⑤ ②・③・④のうち、ひとりでバスに乗車できない方の介護人

支援内容

北海道北見バスの開成・津別線、美幌・津別線の乗車が無料になるICカードを交付します(回数制限はありません)。

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

67

バス無料乗車券交付事業 (令和9年3月末まで)



高齢者および障がい者に対し、バス無料券を交付します。令和8年10月から始まるバス無料乗車ICカードを持てば、バス無料券は必要なくなります。

対象者

満70歳以上の方（年度途中で70歳になった場合は誕生月の翌月分から対象）

- 身体障がい者手帳の交付を受けている方で、障がい等級が1級、2級若しくは3級の方またはその介護者
- 知的障がい者と判定され療育手帳の交付を受けている方またはその介護者
- 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方

支援内容

年間36枚(地域により交付枚数が変わります)
(北見バスの美幌・津別線、開成・津別線で使えます)

申請に必要な物

- 所定の申請書
- 印鑑

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

68

除雪サービス事業



町内に身内のいない障がい者および虚弱高齢者に対して、冬期間でも安心して生活できるよう除雪サービスを実施します。

対象者

町内に身内のいない障がい者および虚弱な高齢者

申請に必要な物

該当される方は、地区担当民生委員または福祉係までお問い合わせください。

支援内容

除雪の方法として、人材活用センターや農家等へ委託します。

- 積雪量が10cm以上に達したとき
- 強風等により吹き溜まりができたとき

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

69

通院等交通費助成事業



在宅の高齢者および身体障がい者に対し、通院または入退院にかかる交通費の一部を助成します。

対象者

町民税非課税世帯の高齢者および身体障がい者手帳の交付を受けている方で、次の事項に該当する方

- 町内に子どもが住んでいなく、同居の家族がいても通院等の手段がない方
- 町内の医療機関で受診する診療科目がなく、医師の指示により、北見市（常呂、留辺蘂を除く）、網走市、大空町および美幌町の医療機関に通院が必要な方
- バスを利用し、町内の医療機関で通院等が必要な方

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

助成内容

バスおよび鉄道を利用できない方

▶利用したタクシーまたはハイヤー、福祉有償運送利用料金の2分の1の金額

バスを利用できる方

▶バス利用料金の2分の1の金額。ただし、バス利用の方は、週1回以上の治療を継続して必要とする方で、消化器内科、腫瘍内科、循環器内科、脳神経外科、泌尿器内科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線および麻酔科の診療科を受診する方に限ります。

申請に必要な物

- 所定の申請書
- 印鑑
- マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
- 申請者の本人確認ができるもの

70

寝たきり老人等介護手当支給事業



在宅の寝たきり高齢者や重度心身障がい者、特定疾患者の介護者に対し、介護の労をねぎらい、介護手当を支給します。

対象者

- 65歳以上の寝たきり高齢者（常時介護を必要とする人）を介護している方
- 65歳未満の寝たきり重度心身障がい者および寝たきり特定疾患者を介護している方
- 支給条件
 - ▶6か月以上寝たきり老人（常時介護を必要とする人）を介護している方
- 介護の要件
 - ・食事に介護がいること・入浴に介護がいること・常時おむつ、便器を使って排せつ等に介護がいること・トイレに行くのに介護がいること・着脱衣に介護がいること

支援内容

月額6,000円、9月と3月に支給

申請に必要な物

- 所定の申請書
- 印鑑

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

障がいのある方

71

心身障がい児交通費支給事業



心身障がい児の訓練等のための交通費を支給します。

対象者

津別町に住所があり、心身障がい児の判定や診断、訓練のため、町内を除く北海道内を通院または通所した保護者と子どもの交通費を保護者に支給

助成内容

J R、バス運賃（ただし、6歳から12歳までは規定する額の2分の1に相当する額）または自家用車による燃料代の助成を行います。

申請に必要な物

- 支給申請書（保護者が申請）
- 印鑑

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

73

障がい児福祉手当



在宅の重度障がい児に対し、福祉手当を支給します。

対象者

20歳未満で、重度の障がいの状態にあり、日常生活において常時の介護を必要とする方で、北海道知事の認定を受けた方

支援内容

1人につき月額 16,560円

申請に必要な物

- 所定の申請書
- 所定の診断書
- 印鑑
- マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
- 申請者の本人確認ができるもの
- 振込先の通帳

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

72

特別障がい者手当



精神または身体に重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障がい者に対して、精神的、物質的な特別の負担の軽減の手助けとして手当を支給します。

対象者

津別町に住所があり、20歳以上で次のような障がいのある方

- 身体障がい者手帳1級、2級程度の障がいがあり、2つ以上重複してある方
- (一部該当にならない障がいもあります)
- 知能指数がおおむね20以下で、日常生活において著しく介助を要する状態にある方
- 上肢・下肢・体幹のいずれかの機能障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする方
- 内部疾患で絶対安静の状態にある方（心臓・呼吸器・じん臓・肝臓・血液疾患など）
- その他、上記と同程度以上の障がいがあり、常時特別な介護を必要とする方

支援内容

月額30,450円

※原則として毎年2月・5月・8月・11月に支給

支給制限

- ▶受給者、配偶者、扶養義務者の所得が各々の基準額以上のときは、支給されません。
- ▶入院3か月以上の方、施設入所者は対象になりません。

申請に必要な物

- 所定の申請書
- 印鑑
- マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
- 申請者の本人確認ができるもの
- 振込先の通帳

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

74

地域生活支援事業



障がい者や障がい児の方が自立した日常生活を送れるよう、利用される人の状況に応じてサービスを提供し、支援を行います。

対象者

障がい者総合支援法に基づく障がい者や障がい児

申請に必要な物

- 印鑑
- マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
- 申請者の本人確認ができるもの

支援内容

サービスの種類

▶相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具給付等事業、移動支援、訪問入浴サービス、日中一時支援、地域活動支援センター、成年後見制度利用支援

費用負担

▶利用したサービス費用の1割負担（所得に応じて上限額が設定されています）。ただし、相談支援、コミュニケーション支援、成年後見制度利用支援は無料となります。

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

75 障がい者福祉サービス（介護給付）

障がい者総合支援法に基づき、障がい支援区分が一定以上の人に生活上または療養上の必要な介護を行います。

対象者

障がい支援区分認定を受ける必要があります。

支援内容

サービスの種類

▶居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障がい者等包括支援、施設入所支援

費用負担

▶利用したサービス費用の1割負担(所得に応じて上限額が設定されています)

申請に必要な物

- 印鑑
- マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
- 申請者の本人確認ができるもの

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

76 障がい者福祉サービス（訓練給付）

障がい者総合支援法に基づき、身体的、社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

対象者

利用するサービスの種類によっては、障がい支援区分認定を受ける必要があります。

支援内容

サービスの種類

▶自立訓練（機能・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、自立生活支援、就労継続支援（A・B型）、共同生活援助（グループホーム）

費用負担

▶利用したサービス費用の1割負担
(所得に応じて、上限額が設定されています)

申請に必要な物

- 印鑑
- マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
- 申請者の本人確認ができるもの

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

77 自立支援医療等給付事業（育成医療）

身体に障がいのある児童に対し、指定医療機関において、早い時期に治療を受け、将来生活に必要な能力を持たせるための医療を給付します。

対象者

18歳未満で次の障がいがある方で、手術等により確実な治療効果が期待できる方
●肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能の障がい、心臓障がい、じん臓障がい、その他の内臓障がい、ヒト免疫不全による免疫機能障がい等

申請に必要な物

詳細はお問い合わせください。

支援内容

費用の負担は1割です。ただし、所得に応じた上限額があります。

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

78 自立支援医療等給付事業（更生医療）

手帳に記載されている障がいについて、その程度を軽減したり、障がいを取り除くために必要な医療費を公費で負担する制度です。

対象者

身体障がい者手帳をお持ちの18歳以上の方

申請に必要な物

町へ申請します。詳細はお問い合わせください。

支援内容

費用の負担は1割です。ただし、所得に応じた上限額があります。

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

79 自立支援医療等給付事業（精神通院医療）

精神疾患を理由として、病院または診療所に入院しないで受ける医療に必要な費用の一部を公費で支給します。

対象者

統合失調症、うつ病その他の精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する程度の症状に該当する方

支援内容

費用の負担は1割です。ただし、所得に応じた上限額があります。

申請に必要な物

詳細はお問い合わせください。

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

80

身体障がい者相談員、知的障がい者相談員

障がいのある方や保護者の方からのさまざまなご相談に応じるため、町では下記の方を相談員として委嘱しています。

対象者

障がいのある方やその保護者の方で相談希望のある方

支援内容

障がいのある方の身近な問題について、相談に応じたり関係機関への連絡調整を行うなど支援を行います。

- 身体障がい者相談員
菅原和恵さん（豊永・76-4172）
- 知的障がい者相談員
新鞍忠信さん（旭町・76-2265）

申請に必要な物

ありません。

問い合わせ先
保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

81

障がい者等交通費助成事業

津別町に住所を有する障がい者等の社会参加を促進するために交通費の助成を行います。

対象者

- 特別支援学校への通学または事業所への通所の必要のある知的障がい者およびその保護者等
- 治療、診断および検査並びに訓練・相談のため、町内や近隣市町村の専門医療機関への通院、事業所への通所の必要のある精神障がい者およびその保護者等
- 人工透析法による治療を受けるため専門医療機関への通院の必要のある腎臓機能障がい者およびその保護者等
- 治療を受けるため専門医療機関への通院の必要のある特定疾患患者およびその保護者等

助成内容

バスまたは鉄道、福祉有償運送運賃の2分の1の金額、または自家用車による燃料代の一部を助成

申請に必要な物

- 所定の申請書
- 印鑑

問い合わせ先
保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

82

補装具給付事業

身体障がい者（児）の身体の欠損または損なわれた身体機能を補い、代替するための用具の購入費および修理費を支給します。

対象者

身体障害者手帳等の交付を受けた障がい者・障がい児

申請に必要な物

- 所定の申請書
- 印鑑
- マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
- 申請者の本人確認ができるもの
- 申請する用具の見積書

内容

利用者負担は原則1割
※所得に応じて上限額が定められています。

問い合わせ先
保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

83

軽度・中等度難聴児補聴器購入費用助成

軽度・中等度難聴児（18歳未満）の補聴器の購入費用を助成します。

対象者

以下の全てを満たす方が対象です。

- ①津別町に住民票を有する方で、18歳未満の方
 - ②両耳の聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない方
 - ③中耳炎等の急性疾患による一時的な聴力低下ではなく、耳鼻咽喉科的治療により聴力が回復する見込みがない方
 - ④補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断した方
 - ⑤労働者災害補償保険法およびその他の法令に基づく給付において、本助成に相当するものを受けられない方
- ※町民税所得割額が46万円以上の方が同じ世帯にいる場合は、対象外です。

内容

本事業の要綱に定める基準額の3分の2の額を助成（詳しくは、保健福祉課福祉係へお問い合わせください）

申請に必要な物

- 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成申請書
- 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業意見書
- 購入予定補聴器の見積書
- 印鑑

問い合わせ先
保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

84

中等度難聴者の補聴器購入費助成

中等度難聴者（18歳以上）の補聴器の購入費用を助成します。

対象者

以下の全てを満たす方が対象です。

- ①津別町に住民票を有する方で、18歳以上の方
- ②両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満で、医師により補聴器の使用の必要性が認められた方
- ③障害者総合支援法に基づく補聴器の交付対象とならない方
- ④過去に本事業の助成を受けたことがない方

内容

補聴器1個につき上限3万円（両耳が対象となる場合は、2個分上限6万円）

申請に必要な物

- 津別町補聴器購入費助成申請書（医師の意見記入欄あり）
- 補聴器を購入したことを証明する書類（領収書）
- 補聴器の購入日、購入費用および購入品目が記載されている書類（領収書に記載されている場合は省略可能）

問い合わせ先
保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

85 重度心身障がい者医療費助成制度

福祉の増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成します。

対象者

- 身体障害者手帳の交付を受けた方で、1級・2級または3級（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいに限る）に該当する方
- 重度の知的障がいと判定または診断された方

助成内容

医療費の一部を助成
※所得の額により該当にならない場合があります。

申請に必要な物

- 資格確認書または通知書
- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 領収書
- マイナンバーカードまたは個人番号通知カード

問い合わせ先

保健福祉課 国保係 電話 77-8379
1階9番窓口

86 重度障がい者無料タクシー券交付

重度身体障がい者に対して無料タクシー券を交付します。

対象者

- 津別町に居住する重度身体障がい者
 - ▶視覚障がい
1級・2級に該当する方
 - ▶下肢・体幹障がい
1級・2級に該当する方
 - ▶心臓・腎臓または呼吸器の機能障がい
1級に該当する方
- ▶特別児童扶養手当の支給が認定されている方
- ▶療育手帳Aの交付を受けている方
- ▶精神障がい者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

申請に必要な物

- 所定の申請書
- 印鑑
- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳

支援内容

- 1名当たり月2枚、年24枚（地域により交付枚数が変わります）
- 対象となるタクシーは、(有)津別ハイヤー所有のものです。

87 身体障害者手帳の交付

身体障がい者が健常者と同等の生活を送るために、最低限必要な援助を受けるための証明書として交付します。

対象者

- 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、H I V感染による免疫機能および肝臓機能に障がいのある方
- 手帳には、障がいの程度により1級から6級までの区分があります。

内容

障がいの種類や程度に応じた福祉サービスを利用できるようになります。

申請に必要な物

下記に相談の上、必要書類の確認が必要です。

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

88 療育手帳の交付

知的障がい者（児）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、知的障がい者（児）に対する各種の援助措置を受けやすくするために手帳を交付します。

対象者

心身障害者総合相談所や児童相談所において、知的障がい者（児）と判定された方

内容

- NHK放送受信料の全額または半額免除
- J R等の旅客運賃割引
- 税制の優遇措置 等

申請に必要な物

- 申請書
- 顔写真（たて4cm×よこ3cm）
- 印鑑
- 判定書

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口



精神障がい者の社会復帰を促進し、自立と社会参加の促進を図るために、精神障がい者の保健福祉の枠組みをつくり、各種の施策を講じやすくするために交付します。

対象者

精神疾患を有する者（知的障がいを除く）のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある方

内容

- 通院医療費の公費負担申請に係る事務手続きの一部省略化
- 所得税や住民税の障がい者控除等の税制の優遇措置
- 生活保護の障がい者加算
- JRの旅客運賃割引

申請に必要な物

- 申請書
- 顔写真（たて4cm×よこ3cm）
- 印鑑
- 医師の診断書または障害年金証書
- マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
- 申請者の本人確認ができるもの

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口



居住者がおらず、十分な管理がされていない家屋を取り壊す方に、費用の一部を助成します。
※広報4月号において、空家等撤去促進事業のご案内をしています。

助成対象

所有者

▶町内在住の有無を問いません。所有者が代理の方に申請を依頼する場合は、委任状等の書類が必要となります。

家屋

- ▶3年以上使用していない、または今後使用する見込みのない家屋。
- ▶町内にある住宅（店舗との併用住宅を含む）とそれに附属する物置などの附属家のみ。工場や倉庫は、該当となりません。

事業

▶津別町内の建設業者が取り壊しを行う場合のみ。町外の業者が請け負うものは、対象外。

工事金額

▶工事金額が50万円を超えるもの。

助成内容

工事金額の2分の1以内とし、50万円が上限

申請

事前に申し込みが必要

問い合わせ先

建設課 住宅係 電話 77-8390
2階20番窓口



町内にある空き家等（空き家、空き地、空き店舗、空き事業所）の有効利用を支援します。
※「津別町空き家バンク」への空き家等の登録を希望される方、登録空き家等利用を希望される方は「空家等情報登録制度」への登録が必要です。

対象者


空家等の登録を希望される方

賃貸または売買ができる状態の空き家等の登録を希望する方

空き家バンクの空き家等の利用を希望される方

- ▶空き家等に定住、または空き家等を利用し、地域活性化に寄与しようとする方（移住や就農、農村回帰等の方を含む）
- ▶住み替えにより住環境の改善を図ろうとする方

支援内容

- 空き家等の情報を「空き家バンク」に掲載  <https://tsubetsu-estate.com/>
- 空き家等の賃貸・売買のニーズのマッチング支援

申込に必要なもの

登録希望者：空家等情報登録申込書

利用希望者：空家等利用希望者情報登録申込書
誓約書

申請時期

随時（賃貸・売買等で登録内容に変更が生じた場合は、別途変更手続きが必要です）

その他

申込書の作成や空き家バンクの利用に関する相談は「北海道つべつまちづくり株式会社 移住・定住サポートデスク」で行っています。
電話 77-6081

問い合わせ先

住民企画課 企画係 電話 77-8374
1階14 - 1番窓口



利用されていない空き家を有効活用するため、空き家を改修する方に費用の一部を助成します。
※広報4月号において、空家活用促進事業のご案内をしています。

対象

対象となる所有者

- ▶空き家の改修工事を賃貸の目的で行う所有者、または管理者（町内在住の有無を問いません）
- ▶所有者の許可を受けて自身の居住を目的に改修工事を行う空き家の賃借人

対象となる事業

- ▶津別町内の建設業者、または申請者が行う改修工事で、補助金申請前に着工していない工事（町外の業者が請け負うものは対象外）
- ▶住宅の安全性、耐久性および居住性を維持させるための修繕や改修工事
- ▶津別町空家等情報登録制度に基づき登録済みの空き家を改修する工事

助成内容

工事金額の2分の1以内とし、50万円が上限

申請

事前に申し込みが必要

問い合わせ先

建設課 住宅係 電話 77-8390
2階20番窓口

住まい・環境

93 住宅改修奨励事業



住宅を改修される方に奨励金を交付します。

※広報4月号において、住宅改修奨励事業のご案内をしています。

対象

対象となる所有者

▶建築後10年以上経過した住宅の所有者が行う改修工事で、改修後10年以上の定住を確約される方

対象となる工事

- ▶町内建設業者が請け負う改修工事で、奨励金交付決定前に着工していない工事
- ▶改修に要する費用が50万円(消費税等含む)以上の工事
- ▶住宅の増改築、住宅の耐久性を高める改修工事、塗装、補強、住宅の居住性を高める改修工事、環境負荷低減に資する改修工事など

申請

事前の申込みが必要。その後申請書類を提出

支援内容

- 奨励金の額は、改修費用の20%で、50万円が上限
 - 奨励金のうち10%は、津別町商工会会員の取扱店で利用できる商品券で交付
- ※予算を超えた場合は、抽選となる場合があります。

問い合わせ先

建設課 住宅係 電話 77-8390
2階20番窓口

94 中古住宅購入奨励事業



中古住宅を購入される方に奨励金を交付します。

※広報4月号において、中古住宅購入奨励事業のご案内をしています。

対象者

- 建物の固定資産税課税標準額100万円以上の中古住宅を購入される方(課税標準額は、固定資産税の納付書に記載されています)
- 申請後10年以上の定住を確約される方

申請時期

売買後1年以内に申請が必要

支援内容

建物の固定資産税課税標準額

100万円以上150万円未満…奨励金の額20万円

建物の固定資産税課税標準額

150万円以上…奨励金の額30万円

- 奨励金のうち10%は、津別町商工会会員の取扱店で利用できる商品券で交付

問い合わせ先

建設課 住宅係 電話 77-8390
2階20番窓口

95 住宅新築奨励事業



住宅を新築される方に奨励金を交付します。

※広報4月号において、住宅新築奨励事業のご案内をしています。

対象者

町内に住所がある方、または今後町内に転入しようとする方で、自らが住む住宅を新築し、10年以上の定住を確約される方

申請時期

工事着手前に申請書類の提出が必要

問い合わせ先

建設課 住宅係 電話 77-8390
2階20番窓口

支援内容

基本要件100万円

(床面積80㎡以上、断熱等性能等級5を満たす住宅)

加算要件

- ①30万円……申請時に同居する中学生以下の子どもがいる場合
 - ②60万円……町内建設業者に発注した場合
 - ③20万円……北海道内の森林から産出され、町内で生産または製品化された木材(地域材)の使用量10㎡以上を利用した場合
 - ④1㎡当たり3万円
上限40万円……北海道内で森林管理認証された木材の使用量1㎡以上の利用でC o C認証を取得した業者が施工した場合(加算要件③との併用可。使用量については小数点以下切捨て)
- 奨励金合計額のうち10%(上限10万円)は、津別町商工会会員の取扱店で利用できる商品券で交付

96 町営住宅家賃減免制度

町営住宅の入居者で特別な事情により家賃の支払が困難な場合に減免または徴収を猶予します。

対象者

- 入居者または同居者の収入が著しく低額であるとき
- 入居者または同居者が病気にかかったとき
- 入居者または同居者が災害により著しい損害を受けたとき

支援内容

家賃の減免または徴収の猶予

申請に必要な物

- 所定の申請書
- 印鑑

問い合わせ先

建設課 住宅係 電話 77-8390
2階20番窓口

97 介護保険住宅改修支援事業

住宅改修理由書の作成に対して、支払う事務手数料の支援を行います。

対象者

- 居宅介護支援または介護予防支援の提供を受けていない要介護者
- 要支援者で住宅改修を行う者に対し、住宅改修理由書を作成する方

支援内容

- 手数料の支給を請求できる者は、対象者から依頼を受けた居宅介護支援事業所
- 事務手数料の額は、1件につき2,000円(消費税込)

申請に必要な物

- 理由書作成手数料請求書

問い合わせ先

保健福祉課 介護保険係 電話 77-8382
1階5番窓口

98 ボランティアごみについて

清掃ボランティアを支援します。

対象者

自治会、学校、子ども会、会社等ボランティアで、道路などのごみ拾いを行う方

申請

事前に役場で申請

問い合わせ先

住民企画課 住民環境係 電話 77-8377
1階12番窓口

支援内容

ボランティアごみ袋を配付します。
(役場で申請を行う際に、ごみを自己搬入するか、役場衛生担当による収集を希望するかなどについて確認します。各地域のごみステーションには、出さないでください)
※直接最終処分場へ自己搬入される方は、日時を調整のうえ、無償で受け入れすることができます。

町ホームページ「ごみ検索機能」について

町ホームページから「家庭ごみの出し方(ごみの分別方法)」、「地区別収集日」を検索することができます。ご活用ください。

https://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/benri/gomi_search/index.html



小型電子・電気機器の回収について

家庭で不要になった小型電子・電気機器がありましたら、役場1階正面入口から入って右側に設置してありますので、回収ボックスにお持ち込みください(持込料金は無料です)。

〔回収に伴う注意点〕

- 縦30cm×横30cmの投入口に入るものです。 ●袋や箱は入れないでください。
- 個人情報が含まれるものはあらかじめ消去してください。

99 未給水地区の飲用水に関する補助制度

簡易水道給水区域以外の地区(水道未給水地区)で飲用水として井戸水、沢水、湧水などを使用されている世帯を対象に、水質検査費用および浄水器等購入設置費用、井戸の掘削等の費用の一部または全部を助成します。 ※補助期間：令和10年3月31日まで

対象者

- 簡易水道給水区域以外の地域で町内に居住する世帯
- 飲用水が水質基準に適合しない場合または生活用水が不足していると認められる世帯
- 給水区域内であるが、配水管の布設状況から水道の利用が難しいと認められる世帯

申請に必要な物

所定の申請書

申請

事前申し込みが必要

問い合わせ先

建設課 水道係 電話 77-8389
2階21番窓口

補助内容

種類	内容	補助率	金額	摘要
水質検査	水質検査費用	100%	15,800円程度	①補助期間中1水源につき1回 ②検査項目は、一般検査10項目 ③検査機関：北見保健所
水質改善	浄水器等購入設置費用	50%	20万円限度	①水質検査の結果、基準を超えていること ②水質基準の超過項目を除去できる性能があること ③1世帯に1台。ただし、2世帯でも厨房が1箇所の場合は、1世帯として取り扱う。 ④除鉄・除マンガン装置の設置が必要な場合は、浄水器と別途に補助対象とする。
	井戸掘削等費用	50%	100万円限度	①水質検査の結果、基準を超えているか、浄水器を使用しても基準を超える場合 ②水量が不足し新たな水源が必要と認められる場合 ③1世帯につき1基 ④共同で行う場合も可能

100 高額医療費助成事業

医療機関や薬局の窓口で支払った額が、暦月（月の初めから終わりまで）で一定額を超えた場合に、その超えた金額を助成する制度です。

※入院時の食費負担や差額ベッド代等を含みません。

▶ 対象者

国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入されている方

▶ 申請に必要な物

- 所定の申請書
- 資格確認書
- 領収書等
- マイナンバーカード
- 国民健康保険加入者は世帯主の通帳（振込先がわかるもの）
- 後期高齢者医療保険加入者は本人の通帳（振込先がわかるもの）

▶ 助成内容

- 助成額の上限は、年齢や所得によって異なります。
- 申請ができる期間は、診療月の翌月の1日から2年間です。ただし、診療月の翌月以降に支払った場合は、支払った日の翌日から2年となりますので、お早めの申請をお願いします。該当者には、申請の案内が送付されます。

問い合わせ先

保健福祉課 国保係 電話 77-8379
1階9番窓口

102 森の健康館町民入浴優待券

森の健康館（ランプの宿森つべつ）の利用促進を目的に、町民入浴優待券を交付します。

▶ 対象者

津別町に住所を有し、4歳以上の方（3歳までは無料）

▶ 助成内容

優待券の利用で入浴料の一部を助成します。

大人（中学生以上）

▶ 800円→400円

子ども（4歳）～小学生

▶ 400円→150円

1人あたり5枚つづり1シートを交付し、再交付はありません。

▶ 申請に必要な物

世帯主あてに戸別発送します。転入された方は、戸籍担当（1階8番窓口）でお受け取りください。

問い合わせ先

産業振興課 商工観光係 電話 77-8388
2階19番窓口

101 生活保護

生活の困窮の程度に応じ、必要な保護を行うことで、その最低程度の生活を保障し、自立に向けた支援を行います。

▶ 対象者

生活に困窮し、現金を含む資産、稼働能力その他あらゆるものを生活費に充てても、生活保護の基準で定められている最低限度の生活が維持できない方

▶ 申請に必要な物

福祉係に相談ください（実施機関はオホーツク総合振興局です）。

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

▶ 支援内容

- 生活扶助…日常生活に必要な費用（食費・被服費・光熱費等）
- 住宅扶助…アパート等の家賃
- 教育扶助…義務教育を受けるために必要な学用品費
- 医療扶助…医療サービスの費用
- 介護扶助…介護サービスの費用
- 出産扶助…出産費用
- 生業扶助…就労に必要な技能の修得等にかかる費用
- 葬祭扶助…葬祭費用

103 森の健康館町民入浴優待回数券

森の健康館（ランプの宿森つべつ）の利用促進を目的に、町民入浴優待回数券の購入費用を助成します。

▶ 対象者

津別町に住所を有し、4歳以上の方（3歳までは無料です）

▶ 助成内容

大人（中学生以上）

通常料金8,000円→4,000円

小人（4歳～小学生）

通常料金4,000円→1,500円

▶ 購入に必要な物

町民であることの証明ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）をホテルフロントで提示してください。

回数券（1組13枚綴り）は、森つべつで購入できます。

問い合わせ先

産業振興課 商工観光係 電話 77-8388
2階19番窓口

104

花バス(市街地巡回線)運行事業



買い物や通院など皆さんの日常生活に必要な交通手段として、花バス(市街地巡回線)を運行しています。

対象者

どなたでも利用できます。ただし、通学でのご利用はご遠慮ください。

問い合わせ先

建設課 道路河川係 電話 77-8391
2階22番窓口

支援内容

運賃

▶一律200円(小学生以下は無料)

運行日

▶毎週火曜日・金曜日(祝日は運休となります)
※運行経路、時間については本誌の71・72ページをご覧ください。

105

タクシー利用助成券交付事業



75歳以上の町民の方で、一定条件を満たした方にタクシー利用助成券を交付します。

対象者

住民基本台帳に記録されていて、申請時に75歳以上の方

ただし、次に該当する方は除きます。

- 津別町重度障害者タクシー券交付要綱に該当する方
- 福祉有償運送事業に利用登録されている方
- 本人および同居の親族に町税等の滞納のある方

助成内容

1枚あたり300円の助成券を、年間最大48枚を交付します。

問い合わせ先

建設課 道路河川係 電話 77-8391
2階22番窓口

106

太陽光発電システム導入支援事業



太陽光発電システムを設置する方に対し、補助金を交付します。

※工事着手前の事前申請になりますので、設置予定の方は必ず事前にご相談ください。

対象者

- 津別町に住所を有し、町内で自ら居住する住宅等に新たに発電システムを設置する方、または発電システム付の新築住宅を購入する方
- 町税を滞納していない方
- 町が行う発電システムの利用状況調査に協力できる方

支援内容

4万円×発電システムを構成する太陽光発電の最大出力の合計値(kw)または12万円のいずれか少ない金額

※最大出力の合計値は、小数点以下第2位未満の端数を四捨五入します。

申請に必要な物

- 補助金等交付申請書
- 契約書の写し(経費の内訳がわかるもの)
- 設置予定場所の位置図と写真
- 誓約書兼同意書
- 発電システムの仕様等が確認できるカタログ等

問い合わせ先

産業振興課 再エネ推進係 電話 77-8387
2階17番窓口

107

木質ペレットストーブ購入費補助事業



地球温暖化防止や津別町の森林資源の地産地消を目指し、木質ペレットストーブを購入する方に対して、購入費の一部を補助します。

※補助を希望される方は、ペレットストーブ購入前に補助の申請手続きを行ってください。

対象者

- 津別町内に住所を有し、町内の住宅や事業所、自治会などの活動拠点施設に木質ペレットストーブを設置する方
- 町税を滞納していない方
- 令和9年3月31日までに購入し、設置できる方
- ペレットストーブの使用状況等について、町が行うモニター調査に協力できる方

補助内容

ペレットストーブ(中古品を除く)本体(設置費等を除く)の税抜き価格の3分の2以内(千円未満は切り捨て)で、1台25万円が限度

申請に必要な物

- 補助金等交付申請書
- 経費の内訳が明記されている見積書の写し
- ペレットストーブ設置位置図および平面図
- 誓約書兼同意書
- ペレットストーブの仕様等が確認できるカタログ

問い合わせ先

産業振興課 再エネ推進係 電話 77-8387
2階17番窓口

東京圏から津別町に移住し、北海道の就職マッチングサイトに登録されている企業に就業、または北海道が実施する起業支援事業により起業された方に移住支援金を支給します。



対象者

次のすべてを満たしている方

【移住元の要件】

- 住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上、東京23区内に在住または、東京圏に在住し東京23区内へ通勤していた方
- 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住または、東京圏に在住し東京23区内に通勤していた方

【移住先の要件】

申請時に、転入後3か月以上1年以内の方

【就業の要件】

- a 就業（道の就職マッチングサイト掲載の法人に新規就業した方）
- b 専門人材（国のプロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用した方）
- c 起業（道の起業支援事業「地域課題解決型起業支援金」の交付決定を受けた方）
- d テレワーク移住（転勤等ではなく、自己の意思により移住し、東京23区内での仕事を継続する方）
- e 関係人口（下記の「支給対象者の要件」のいずれかに該当し、かつ「地域の担い手確保の要件」に該当する方）

【支給対象者】

- ・津別町および地域づくり団体が関わる地域づくり活動等に継続的に参加している方
- ・町内で居住経験のある方

【地域の担い手確保要件】

- ・農林水産業に就職する方

支援内容

移住支援金を支給します。

単身での移住：60万円

世帯での移住：100万円

※18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合、18歳未満の者一人につき加算支給します。

申請に必要な物

- 交付申請書
- 交付申請に関する誓約事項
- 個人情報の取り扱いについて
- 本人確認書類
- 対象要件を満たすことを証する書類

申請時期・期限

津別町へ転入後、1か月以内に予備登録申請が必要です。

本申請は転入後、3か月以上1年以内の申請が必要です。

その他

- 本事業は国・北海道との共同事業です。
- 【町内企業様へ】
- 北海道就職マッチングサイトに求人情報を掲載する移住支援金対象法人を募集しています。サイトへの登録・求人情報の掲載料は無料です。
- サイトへの登録を希望される企業様は、北海道知事宛に登録申請が必要です。詳しい内容は、北海道産業人材課ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ui-turn/matching.html>

問い合わせ先

産業振興課 商工観光係 電話 77-8388
2階19番窓口

町内において若年者の正規雇用に積極的に取り組む小規模事業者を支援します。
※実施期間：令和8年4月1日から令和11年3月31日

対象者

対象事業者

- ▶町内に事業所または事務所を有すること
- ▶正規雇用100人以下の事業所であること（本社、支社等全体）
- ▶雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業の事業者であること
- ▶中小企業基本法に規定する中小企業者であること
- ▶町税を滞納していないこと
- ▶申請年度およびその前年度において、正規雇用職員を事業者の都合で解雇したことがないこと。ただし、正規雇用職員の責によるものを除く。
- ▶労働基準法等の労働関係法令を遵守していること

適用外事業者

- ▶専ら津別町からの委託料、補助金等によって運営されている事業者
- ▶国および地方公共団体から同一雇用者に対する他の補助金を受けている事業者
- ▶津別町暴力団排除条例第2条第3項に定める事業者

申請に必要な物

対象若年者が出た日から2か月以内に所定の申請書の提出が必要です。

対象若年者

- ▶雇入れ時において35歳以下の方（雇入れ時に満たしていれば可とします）
- ▶正規雇用された日から1年以内において町内に住所を有し、引き続き町内に住所を有しようとする方（令和4年4月1日以降の正規雇用に限ります）
- ▶事業主（経営主体）の3親等以内の親族でない方
- ▶過去において同一の事業所に正規雇用で雇入れされていない方

支援内容

- 対象若年者1名につき月額2万円
- 3年限度
- 1事業者あたり、3名まで（同時に）

問い合わせ先

産業振興課 商工観光係 電話 77-8388
2階19番窓口

町内において新たに事業活動を行う方や現在事業を行っている方の施設・設備投資、増改修等を支援します。 ※実施期間：令和8年4月1日から令和11年3月31日

対象

事業所

- ▶ 観光施設（宿泊施設、スポーツ・レクリエーション施設、保養の施設）
- ▶ 販売施設（物品販売等小売店舗施設またはこれらに類する施設および設備）
- ▶ 集合住宅（住戸数が4以上（1戸の間取りが3LDK以上かつ専用部分面積が75.35㎡以上の場合、住戸数が2以上）の共同住宅または長屋の用途に類する施設および設備）
- ▶ 社宅・社員寮（従業員の居住の用に供する住戸数が4以上の共同住宅または長屋の用途に類する施設および設備）
- ▶ 介護・福祉施設（有料老人ホームその他福祉事業を行う施設または保健サービスおよび福祉サービスを提供する施設）
- ▶ 特定事業所（町外の企業等が設置するサテライト・オフィス）

- ▶ 生産施設（農林水産物等を原料とし、またはこれらの二次製品を原料として製造、加工等を行う工場等施設整備）

- ▶ サービス事業所（サービス事業を行う施設および設備）

新設

- ▶ 町内に新たに事業所を設置する場合
- ▶ 既存事業所を取得して事業を継続する場合増設または改修
- ▶ 町内事業所において、必要な施設を増設または改修する場合

起業者

- ▶ 町内において新規に事業を開始する方

投資額

- ▶ 事業を開始するために新たに取得する土地、施設および整備に要した費用

利用制限

実施期間中、1事業者1回限りの助成

問い合わせ先

産業振興課 商工観光係 電話 77-8388
2階19番窓口

申請に必要な物

- 所定の申請書（事業着手前の申請が必要です）

補助金の限度額の表

助成区分	事業所の区分	対象投資額	対象投資額に対する補助金の額(率)	補助金の限度額
新設	生産施設	1,000万円以上	10分の3とする。ただし、起業者の場合は、10分の4とする。	2,000万円
	集合住宅施設		2,500万円	
	社宅・社員寮	10分の2とする。ただし、起業者の場合は、10分の3とする。	2,000万円	
	観光施設	100万円以上	10分の3とする。ただし、起業者の場合は、10分の4とする。	1,000万円
	販売施設			500万円
	介護・福祉施設			
特定事業所				
サービス事業所				
増設または改修	生産施設	500万円以上	10分の3とする。	1,000万円
	観光施設	100万円以上		500万円
	販売施設			
	介護・福祉施設			
	サービス事業所			
上記事業所に係る機械等設備のみの場合		300万円		

加算措置

- 加算の要件
- ・ 雇用の拡大～新たに2名以上（雇用保険加入が条件）
- ・ 空き店舗等の活用～購入または賃貸で活用する場合

加算要件ごとに対象投資額に対する補助金の額(率)に10分の1を加算



町外への販路拡大のために見本市等に出展する町内企業を支援します。 ※実施期間：令和8年4月1日から令和11年3月31日

対象者

- 町内に事業所があり、町税の滞納のない中小企業者

支援内容

出展小間料、出展小間装飾料、出展物輸送費の2分の1以内（限度額20万円）

申請に必要な物

- 所定の申請書（出展費用支払い前の申請が必要です）

問い合わせ先

産業振興課 商工観光係 電話 77-8388
2階19番窓口

新たに林業に従事する方の就業を支援します。

対象

- 町内の林業事業体に新たに就職した方
- 上記の対象者を雇用した林業事業体
- ※ともに町税を滞納していないこと

支援内容

- ① 就業支援補助金：就職後、1年につき12万円を補助し、3年を限度とする。ただし、対象となる期間のうち1月の半数以上の日数を津別町内に住所を有した場合は1月当たり1万円を加算する。
- ② 住宅準備補助金：町外から町内の賃貸住宅に居住した、または居住予定の者に対して、家賃（1か月分）、敷金、礼金と転居運送費用の実費相当額を補助（上限20万円）。※対象者1回限り
- ③ 林業事業体就業支援補助金：上記の交付対象者を1年間雇用した場合、交付対象者につき1人あたり50万円を補助する。 ※交付対象者の雇用にあたり1度のみ。他の補助金併用は不可。

申込・申請時期

- ① 就業支援補助金：就職後1年を経過した日から2か月以内
- ② 住宅準備補助金：転居日前後2か月以内
- ③ 林業事業体就業支援補助金：対象者を雇用して1年を経過した日から2か月以内

申請に必要な物

- ① 就業支援補助金：雇用証明書、誓約書兼同意書
- ② 住宅準備補助金：雇用証明書、誓約書兼同意書、住宅賃貸借契約書の写し、家賃（1か月分）、敷金、礼金と転居運送費用にかかる領収書の写し雇用証明書、誓約書兼同意書、住宅賃貸借契約書の写し、家賃
- ③ 林業事業体就業支援補助金：誓約書兼同意書、雇用したことを証明できるもの

問い合わせ先

産業振興課 林政係 電話 77-8386
2階18番窓口

113 森林管理認証取得支援事業



S G E C - C o C 認証の取得をする町内事業所に対して、認証取得に係る経費の一部を補助します。

※S G E C - C o C 認証とは、適正に管理された認証森林から生産される木材等を、生産・流通・加工工程でロゴ・マークを付すなどして管理し、市民・消費者に届ける制度。CoC 認証 (Chain of Custody) とは、認証材等の生産・加工・流通工程の管理認証です。

対象

- 個別取得または複数事業所によるグループで取得をする事業所
- 町内に住所を有する事業所
- 関連する法令の規定に違反していない事業所
- 町税を滞納していない事業所
- 町に対する債務を滞滞していない事業所

支援内容

S G E C - C o C 認証に係る審査に要する費用のうち以下が対象

- ①初回の認証審査費用 (補助率2分の1以内)、
- ②5年毎の更新審査費用(補助率2分の1以内)
- ※毎年の定期審査費用は対象外

申請に必要な物

- 所定の申請書
- 認証の取得(更新)申請書の写し
- 認証の取得(更新)申請に係る経費の内訳が明記されている見積書の写し
- グループ認証の場合は、当該対象事業所に係る見積書の写し
- 誓約書兼同意書

問い合わせ先

産業振興課 再エネ推進係 電話 77-8387
2階17番窓口

114 狩猟免許等取得支援補助



狩猟免許および猟銃所持許可の新規の取得を支援します。

対象者

- 次のすべてを満たす方。
- ①わな猟免許または第一種銃猟免許および猟銃所持許可を新規に取得した方
 - ②町内に住所を有している方
 - ③町税を滞納していない方
 - ④北海道猟友会津別支部に加入しており、有害鳥獣捕獲に3年以上従事できる方

支援内容

狩免許(わな猟免許・第一種銃猟免許)および 猟銃所持許可の取得に要した手数料等の経費の2分の1以内

申込・申請時期

狩猟免許(わな猟免許・第一種銃猟免許)または 猟銃所持許可を取得した日のいずれか早い日から1年以内

申請に必要な物

- 補助金交付申請書兼請求書 ●誓約書兼同意書
- 猟銃所持許可証の写し ●狩猟免許の写し
- 補助対象経費の額が確認できる書類の写し (領収書、収入証紙を貼付した申請書等の写し)

問い合わせ先

産業振興課 林政係 電話 77-8386
2階18番窓口

115 介護保険施設従事者就業支援

介護保険施設において、新たに常勤雇用として就職する施設従事者を対象に、就業支援補助金および住宅準備補助金を交付します。

- ※介護保険施設(町内の介護保険施設および事業所)
- ※施設従事者(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、介護支援専門員、介護福祉士および社会福祉士)
- ※常勤雇用(事業所の所定労働時間を通じて勤務する者)
- ※賃貸住宅(建物所有者との間で賃貸借契約(親族が所有し、かつ居住する住宅を賃貸借する場合は除く)を締結して、自己の居住用に供する住宅)

対象者

就業支援補助金:新たに介護施設に常勤雇用され就職期間中、津別町に住所を有する方。就職日以前3年間において、町内介護保険施設に勤務していない方

住宅準備補助金:就業支援補助金の対象者であり、町内介護保険施設に従事するため、町内の賃貸住宅に居住する方

支援内容

- 就業支援補助金**:就職後1年経過ごとに24万円を補助し、3年を限度とする
- 住宅準備補助金**:家賃(1か月分)、敷金、礼金と転居運送費用にかかる実費相当とし、20万円を限度として1回限りとする

申請に必要な物

- 就業支援補助金**
 - ▶雇用証明書
 - ▶誓約書兼同意書
 - ▶資格証明書
- 住宅準備補助金**
 - ▶雇用証明書
 - ▶誓約書兼同意書
 - ▶住宅賃貸借契約書の写し
 - ▶家賃(1か月分)、敷金、転居運送費用にかかる領収書の写し

問い合わせ先

保健福祉課 介護保険係 電話 77-8382
1階5番窓口

116 農業新規参入者誘致事業



町の区域内において、新たに農業を営む方(新規参入者)に援助します。

対象者

新規参入者(津別町農業新規参入者誘致条例に定義する全ての要件を満たす方)

支援内容

- 経営開始年度に賃借した農用地等の賃借料について3年間、4分の1を補助
- 経営開始時に掛かる資金の5分の1(上限800万円)を補助
- 経営開始の翌年度から3年間、営農に供する資産に課税される固定資産税相当額を補助
- 経営開始年度から5年間、利率が2.0%を超える資金に対し、超える利率のうち2.0%以内について利子補給

申請に必要な物

- 条件に定める新規参入予定者の登録申請書を事前に提出し、承認を受ける必要があります。
- 新規参入者の認定を受けて農業経営を始める際には、あらかじめ経営計画書および認定申請書を提出する必要があります。

その他

各支援には条件があります。必ず事前にご相談ください。

問い合わせ先

産業振興課 農政係 電話 77-8384
2階16番窓口

社会福祉法人 津別町社会福祉協議会内

津別町あんしん生活サポートセンター 「ほっと」

- 認知症のため預貯金の管理や介護の契約が難しい。
 - 精神障がいがあり財産管理を自分で行うことができない。
 - 成年後見制度を利用したいが、手続きが分からない。
 - ひきこもりや就労していない家族がいる。
- こんなときは、専門員が相談にのります。お気軽にご相談ください。

専用電話・FAX 0152-77-6211

《受付時間》午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日・年末年始は除きます)

インターネット情報

<まごころ奨学金>

保護者（父または母など）が、理不尽な犯罪に遭遇し、経済的に不安定となったために、奨学金の貸与を必要とする家庭の子どもで、高校、大学、大学院、短大、専修学校（専門課程、高等課程）、高等専門学校に在学しているか進学を予定している方が対象となります。

問い合わせ先 日本財団まごころ奨学金係 電話 03-6229-5111 FAX03-6229-5160

<https://nf-yoho.com/scholarship/index.html>



まごころ奨学金 検索

<応急手当の方法、AEDの使い方等>

いざというときの応急手当の方法、AEDの使い方、AEDの設置場所、休日当番（医）病院等が掲載されています。

問い合わせ先 美幌・津別広域事務組合津別消防署 電話 0152-76-2189

<http://kouiki.town.bihoro.hokkaido.jp/>



美幌・津別広域事務組合 検索

メール配信システム「ささえねっと@つべつ」

高齢者などの行方不明者情報や、町の防災情報などをお届けしています。ぜひ登録をお願いします。

～ 登録方法 ～

メールの登録方法

①右のQRコードを読み取り、手順に従って登録してください。



②下記メールアドレスを入力し空メールを送り、手順に従って登録してください。

t-subetsu@sg-p.jp

LINEの登録方法

LINEアプリを開き、右のQRコードを読み取り、友だちに追加します。



LINEにメッセージが届きます。手順に従って登録してください。

わかりやすいマイナンバーQ&A

マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）0120-95-0178

Q マイナンバー導入で私たちにはどんなメリットがあるの？

- A ①行政を効率化し、人や財源を国民サービスに振り向けられます。
 ②社会保障・税に関する行政の手続きでの添付書類の削減や、マイナポータルを通じたお知らせサービスなどによる国民の利便性を向上します。
 例) マイナ保険証、マイナ免許証
 ③所得をこれまでより正確に把握することで、きめ細やかな社会保障制度を設計し、公平・公正な社会を実現します。
 さらに、マイナンバーカードやマイナポータルは、民間活用を含め、IT社会の基盤として、最大限活用していきます。

Q マイナンバーが漏えいすると、個人情報や芋づる式に流出してしまうの？

- A 各行政機関が持っている個人情報はこれまでどおり各行政機関によって管理され、また、行政機関同士のやりとりではマイナンバーではなく暗号化された符号が使われるため、第三者がマイナンバーをもとに個人情報を芋づる式に引き抜くことはできない仕組みになっています。

Q マイナンバーカードの内容に変更があったらどうするの？

- A 引っ越しなどで住所が変わるときは、住民票異動の手続きの時に、マイナンバーカードと一緒に窓口へ提出して、記載内容を変更してください。

Q マイナンバーカードをなくしたらどうすればいいの？ 悪用されてしまうの？

- A マイナンバーカードについては、紛失や盗難にあったときは、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）に電話し、利用の一時停止（24時間365日対応）を行ってください。カードの再交付は、窓口で手続きをしてください。再交付には、手数料がかかります。
 なお、マイナンバーカードのICチップには、税や年金に関する情報などのプライバシー性の高い個人情報は記録されていません。また、顔写真があることや暗証番号の設定などのセキュリティ対策により、マイナンバーカードの悪用は困難な仕組みとなっています。



オンライン手続き可能な行政手続

申請受付サイト「マイナポータル・ぴったりサービス」



<https://myna.go.jp/>

※申請手続には、マイナンバーカードとマイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンまたはパソコンが必要となります。

※ここに掲載したものは4月現在で作成しており今後追加される場合があります。

子育て関係

児童手当

- 児童手当等の受給資格および児童手当の額についての認定請求
- 児童手当等の額の改定の請求および届出
- 氏名変更／住所変更等の届出
- 受給事由消滅の届出
- 未支払の児童手当等の請求
- 児童手当等に係る寄附の申出
- 児童手当に係る寄附変更等の申出
- 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
- 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
- 児童手当等の現況届

児童扶養手当

- 児童扶養手当の現況届

子育て関係その他

- 妊娠の届出

介護保険

- 要介護・要支援認定の申請
- 要介護・要支援更新認定の申請
- 要介護・要支援状態区分変更認定の申請
- 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
- 介護保険負担割合証の再交付申請
- 被保険者証の再交付申請
- 高額介護（予防）サービス費の支給申請
- 介護保険負担限度額認定申請
- 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
- 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請（住宅改修前）
- 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請（住宅改修後）
- 住所移転後の要介護・要支援認定申請

被災者支援

- 罹災証明の発行

住民記録関係

- 転入届（転居届）の予約、転出届

選挙関係

- 名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票等の投票用紙等の請求

町づくり

第6次津別町総合計画

（令和2年度～令和11年度）

津別町人口ビジョン、第3期津別町まち・ひと・しごと創生総合戦略

（令和8年度～令和11年度）

津別町公共施設等総合管理計画

（平成29年度～令和28年度）

津別町複合庁舎建設等まちなか再生基本計画

（平成30年度～令和9年度）

防災

津別町地域防災計画（令和6年3月改訂）

津別町国民保護計画（平成31年4月改訂）

津別町強靱化計画（令和2年4月策定）

津別町水防計画（令和6年3月改訂）

津別町個別施設計画（令和5年度～14年度）

行政改革

津別町行政改革推進計画（令和2年8月改訂）

津別町職員定数管理計画

（令和元年度～令和20年度）

福祉

第3期津別町地域福祉計画 第6期津別町地域福祉実践計画（令和7年度～令和11年度）

第4期津別町障がい者計画・第7期津別町障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

（令和6年度～令和8年度）

第9期津別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）

第3期津別町子ども・子育て支援事業計画

（令和7年度～令和11年度）

教育

第8次津別町社会教育中期計画（令和7年～令和11年）

生活・環境

津別町一般廃棄物処理基本計画

（平成28年度～令和12年度）

津別町地球温暖化対策実行計画（平成30年度～令和12年度）

津別町環境基本計画

（平成26年度～令和11年度）

産業

津別町創業支援等事業計画

（令和7年2月～令和11年3月）

津別町地域材利用推進方針

（令和7年4月1日改訂）

地域経済牽引事業基本計画

（令和6年6月～令和11年3月）

津別町導入促進基本計画

（令和5年7月～令和7年7月）

津別町食育推進計画

（令和8年度～令和12年度）

健康

第3次津別町健康づくり計画

（令和6年度～令和17年度）

津別町新型インフルエンザ等対策行動計画

（平成27年度3月策定）

第2期津別町自殺対策計画（令和7年度～令和11年度）

建設

津別町公営住宅等長寿命化計画

（令和8年度～令和17年度）

津別町橋梁長寿命化修繕計画

（令和5年度～令和14年度）

津別町舗装修繕計画

（平成31年度～令和10年度）

津別町特定環境保全下水道事業計画

（令和7年度～令和11年度）

津別町下水道ストックマネジメント計画

（令和6年度～令和10年度）

津別町新水道ビジョン

（平成29年度～令和8年度）

津別町空家等対策計画（令和5年度～令和9年度）

津別町地域公共交通計画

（令和6年度～令和10年度）

津別町住生活基本計画（令和8年度～17年度）

津別町耐震改修促進計画（令和8年度～17年度）

イベント情報

主な行事を紹介します。ここに掲載したものは4月現在で作成しており今後変更されることもあります。日程が近くなりましたら広報紙をご覧になるか、お問い合わせください。

令和8年度日程	イベント名	場所	問い合わせ
5月中旬から 10月中旬まで	ラジオ体操 毎日午前6時30分から	さんさん館 (多目的活動センター)	さんさん館 (津別まちづくりセン ター運営協議会) 77-3771
7月4日～ 5日(予定)	つべつ夏まつり	河岸公園内	さんさん館(津別観光協会) 77-3771
8月1日(予定)	つべつ七夕まつり	さんさん館 (多目的活動センター)	さんさん館(津別まちづく りセンター運営協議会) 77-3771
8月15日(予定)	盆おどり	神社境内	さんさん館(津別観光協会) 77-3771
9月6日	日本フィルセミナー コンサート	中央公民館	中央公民館(社会教育係) 76-2713
9月9日～10日	つべつふるさとまつり	五差路から神社前の通り	役場住民企画課 (ふるさとまつり実行委員会) 77-8377
10月4日	つべつ紅葉マラソン大会	道道屈斜路津別線	中央公民館(社会教育係) 76-2713
11月1日	リコーダーセミナー コンサート	中央公民館	中央公民館(社会教育係) 76-2713
12月6日	図書館まつり	図書館	図書館(図書館業務係) 77-3711
1月下旬(予定)	スケートイベント	町民スケートリンク	中央公民館(社会教育係) 76-2713
2月6日	つべつアイスクャンドル まつり	さんさん館 (多目的活動センター)	さんさん館(津別まちづく りセンター運営協議会) 77-3771
1月下旬(予定)	スキーイベント	町民スキー場	中央公民館(社会教育係) 76-2713

◎住所変更などに伴う届け出

町では、一人一人の住所、氏名、生年月日など、法律で定められた事項を記載した住民票を、住民基本台帳として、まとめて整備・管理しています。国民健康保険、国民年金、介護保険、児童手当の支給、選挙人名簿の登録など、全てが住民票のデータをもとに行われます。異動があったときは、定められた期間内に必ず届け出をしてください。1年以上高校・大学等の通学のために転出する場合も必要です。

※ 本人、または同じ世帯の方以外が届け出を行なう場合は、委任状が必要です。

<転入届> (町内へ引っ越してきたとき)

届出期間 引っ越した日から14日以内

—届け出に必要なもの—

転出証明書、本人確認できるもの(運転免許証・マイナンバーカードなど)

- 転入する方のマイナンバーカード
- 各種障害者手帳(身体・療育・精神保健福祉手帳、持っている方)
- 自立支援医療(精神通院)受給者証(持っている方)
- 児童手当受給者は、納税証明書、資格確認書、預金通帳、マイナンバーカードが必要になります。
- 国民健康保険に加入される方は、世帯主のマイナンバーカードが必要になります。



<転出届> (町外へ引っ越すとき、転出証明書を発行します)

届出期間 引っ越す日まで

—届け出に必要なもの—

本人確認できるもの(運転免許証・マイナンバーカードなど)

- 印鑑登録証(登録者)
- 国民健康保険資格確認書(加入者)
- 介護保険被保険者証(加入者) ●後期高齢者医療資格確認書(加入者)
- 医療費受給者証(子ども医療費などの受給者)
- 国民健康保険に加入されている方は、世帯主のマイナンバーカードが必要になります。
- 各種障害者手帳(身体・療育・精神保健福祉手帳)(持っている方)



<転居届> (町内で住所を移したとき)

届出期間 引っ越した日から14日以内

—届け出に必要なもの—

本人確認できるもの(運転免許証・マイナンバーカードなど)

- 転居する方のマイナンバーカード
- 国民健康保険資格確認書(加入者) ●介護保険被保険者証(加入者)
- 後期高齢者医療資格確認書(加入者) ●医療費受給者証(子ども医療費などの受給者)
- 各種障害者手帳(身体・療育・精神保健福祉手帳)(持っている方)
- 自立支援医療(精神通院)受給者証(持っている方)



<世帯変更届> (世帯主が変わったり、世帯分離、世帯合併をしたとき)

届出期間 世帯主に変更のあった日から14日以内

—届け出に必要なもの—

本人確認できるもの (運転免許証・マイナンバーカードなど)

- 変更に伴う方のマイナンバーカード ●国民健康保険資格確認書 (加入者)
- 児童手当受給者は、預金通帳が必要になります。

上記のほかにも、住所の異動に伴い、変更手続きが必要な場合があります。

◎戸籍の届け出

<出生届>

届出地 父母の本籍地、届出人の住所地、出生地、一時滞在地 いずれか一箇所

届出期間 出生した日を含めて14日以内

届出人 父または母



—届け出に必要なもの—

●出生届書 (右側が出生証明書になっています)

- 医師または助産師の出生証明書 ●本人確認書類 ●母子健康手帳

<婚姻届と記念品贈呈事業>

婚姻届は、本人確認ができるものを持っていない場合は、郵送による文書照会を行います。

届出地 夫または妻の本籍地、住所地、一時滞在地いずれか一箇所

届出期間 期間はありません。届け出た日から効力が発生します。

届出人 夫・妻



—届け出に必要なもの—

●本人確認ができるもの (運転免許証など)

- 婚姻届書 (18歳以上の証人2人が必要) ●マイナンバーカード

記念品贈呈事業

津別町へ婚姻届を提出した方へ婚姻届記念品を贈呈しています。なお、記念品の贈呈や記念撮影の対応は強制ではありません。希望された方にのみ実施しています。

助成または支援内容

●婚姻届記念品

木製フレームを贈呈します。事前にコピーした婚姻届の収納が可能で、フレームの内側はコルク張りのため、写真等を飾るアルバムとしてもご利用いただけます。

※休日に婚姻届を提出された方や代理人が婚姻届を提出された場合は、提出後1か月以内の平日に婚姻されたご本人が来庁し、受け取っていただく必要があります。

<離婚届>

離婚届は、本人確認ができるものを持っていない場合は、郵送による文書照会を行います。

届出地 夫または妻の本籍地・住所地、一時滞在地いずれか一箇所

届出期間 協議離婚は、期間の定めはありません。届け出た日から効力が発生します。調停離婚の場合は調停成立日から、裁判離婚の場合は、裁判確定の日を含めてそれぞれ10日以内

届出人 夫・妻。裁判離婚の場合は申立人



—届け出に必要なもの—

●離婚届書 (協議離婚の場合は、18歳以上の証人2人が必要)

●本人確認書類

※裁判離婚の場合は、調停調書の謄本または審判書もしくは判決書の謄本と確定証明書、マイナンバーカード

<死亡届> (火葬許可証は、死亡届提出時に発行します)

届出地 死亡者の本籍地、住所地、死亡地、届出人の住所地いずれか1か所

届出期間 死亡の事実を知った日を含めて7日以内

届出人 同居の親族、同居していない親族、その他の親族、家主、地主、後見人他



—届け出に必要なもの—

- 死亡届書 (死亡診断書) ●本人確認書類 ●火葬場使用料

<転籍届>

届出地 届出人の本籍地か新本籍地または住所地

届出期間 期間の定めはありません。届け出た日から効力が発生します。

届出人 筆頭者と配偶者 (夫婦の一方が除籍されているときは、他の一方だけ)

—届け出に必要なもの—

- 転籍届書 ●本人確認書類

<養子縁組届>

届出地 養父母または養子の本籍地、住所地

届出期間 期間はありません。届け出た日から効力が発生します。

届出人 養父母と養子 (養子が15歳未満の場合はその法定代理人)

—届け出に必要なもの—

●本人確認書類

●養子縁組届書 (18歳以上の証人2人が必要)

●マイナンバーカード

※養子が未成年の場合のみ家庭裁判所の許可書 (自己または配偶者の直系卑属を養子とする場合は不要)

町税・保険料の納付について

納期

税目等	納期月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
町道民税			○		○		○		○		
固定資産税		○		○		○		○			
軽自動車税種別割		○									
国民健康保険税			○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護保険料			○		○		○		○		○
後期高齢者医療保険料			○	○	○	○	○	○	○	○	○

- 納期限は各月末日です（12月は26日です）。土日祝日と重なる場合納期限が次の平日となります。
- 年度の途中で異動等がある場合、これ以外の納期限が設定される場合があります。
- 口座振替を申し込まれている場合は、納期限に口座振替を行います（郵便局のみ、25日に振替）。
※固定資産税については、相続等で固定資産を所有した場合、相続等した土地や家屋等を既に自分の口座から口座振替で納付していても、再度口座振替の手続きが必要となります。

納付場所

- 北見信用金庫（本店および各支店） ●網走信用金庫（本店および各支店）
 - 津別町農業協同組合 ●北海道内のゆうちょ銀行および郵便局 ●津別町役場
 - 全国のコンビニエンスストア
- ※利用できるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面に全て掲載されています。

スマホアプリによる納付

納付書にバーコードが印字してある場合は、スマホアプリを利用した納付をすることができます。利用できるスマホアプリについては、納付書裏面に掲載しています。詳しい利用方法は、各アプリのウェブサイトでご確認ください。
※コンビニ店頭ではスマホアプリでのお支払いはできません。

地方統一 QR コードによる納付（町税のみ）

納付書に eL-QR（QR コード）が印字してある場合は、「地方税お支払サイト」から、クレジット納付（手数料の負担あり）・インターネットバンキングなどで納付をすることができます。また、全国の地方税統一 eL-QR 対応金融機関でも納付することができます。詳しくは「地方税お支払サイト」または各金融機関にお問い合わせください。



地方税お支払サイト
ホームページ

【津別町老人クラブ一覧】

クラブ名 12クラブ			概ね60歳以上の方が 随時加入できますので、 事務局までお問合せ下 さい。 ≪事務局≫ 津別町社会福祉協議会 (76-1161)
旭昇園あけぼの	高栄	恩根ひまわり	
柏寿園	新栄生きがい	本岐	
友楽園すこやか	本幸	西区寿	
活汲	豊永	共和寿	

【津別町立老人憩の家（通称：寿の家）一覧】

名称	場所	名称	場所
友楽園	東4条30番地	恩根寿の家	恩根162番地1
共和寿の家	共和173番地	布川寿の家	布川89番地1
豊美寿の家	豊永20番地1	柏寿園	柏町21番地1
西町寿の家	緑町10番地1	活汲寿の家	活汲264番地11
美都寿の家	美都261番地1	旭町寿の家	旭町73番地17

〔目的〕 老人クラブの活動促進と老人福祉の増進
〔使用〕 憩の家は、老人クラブの日常活動の場として老人クラブの自主運営により使用

【津別町広域集会施設一覧】

名称	場所	名称	場所
本岐地域農業研修センター	本岐4番地27	相生公民館	相生74番地9
活汲地域農業研修センター	活汲265番地1	最上会館	最上291番地1
達美地区農業集会施設	達美80番地5		

〔目的〕 農林水産、教育文化、厚生福祉等広く地域住民の福祉を増進
〔使用〕
・農林水産業等の生活改善および担い手の育成確保に伴う研修、講習会の開催
・地域住民の自治活動のための各種の集会および公的住民活動または当該施設の効用を増進するために適当と認められる行事等
・その他公益上町長が必要と認めるもの

【共和地区集会施設】


名称	共和地区集会施設	場所	共和17番地6
〔設置〕 共和地域住民の自治活動の促進並びに高齢者等の活動促進 〔目的〕 共和地区住民の集会、共和地区の老人クラブ活動、公の行事等			

各施設一覧表

※休館・オープン延期・利用制限等になる場合があります。


《公共施設》

津別町大通地区 コミュニティ施設 (ウッドルーム) 77-6081 	午前5時45分～午後8時30分(年中無休)			
	使用料【1時間当たり】 積木広場850円、共用スペース500円、1階共用部1,500円 ※その他機材使用料等があります。詳しくは利用申込書をご覧ください。			
	※暖房実施期間中の使用料は、30%増し(11月～4月) ※町外に住所を有する方、営利を目的として使用する場合、入場料等徴収する映画・演劇に使用する場合、加算率があります。			
津別町幸町地区 コミュニティ施設 77-6081	午前8時30分～午後10時(年中無休)			
	使用料【1時間当たり】 多目的コミュニティスペース850円 ※その他機材使用料等があります。詳しくは利用申込書をご覧ください。			
	※暖房実施期間中の使用料は、30%増し(11月～4月) ※町外に住所を有する方、営利を目的として使用する場合、入場料等徴収する映画・演劇に使用する場合、加算率があります。			
地域振興センター 76-2191 (商工会)	午前9時～午後9時(年末年始はお問い合わせ下さい)			
	使用料 【1時間当たり】	会議室 1,120円	第1研修室 480円	第2研修室 440円
	※暖房実施期間中の使用料は、30%増し(11月～4月) ※町外に住所を有する方、営利を目的として使用する場合、入場料等徴収する映画・演劇に使用する場合、加算率があります。			
多目的活動センター (さんさん館) 77-3771 	午前10時～午後9時(水曜日、年末年始)			
	使用料【1時間当たり】 研修室280円、多目的ホール700円、多目的広場1,310円 【移動調理台】3時間以内 1台500円			
	※暖房実施期間中の使用料は、30%増し(11月～4月) ※町外に住所を有する方、営利を目的として使用する場合、入場料等徴収する映画・演劇に使用する場合、加算率があります。			
町民会館 (児童館隣接) 76-1283 	午前9時～午後9時(月曜日、祝祭日、年末年始)※土日は利用予約なければ閉館			
	使用料【1時間当たり】 ≪1階≫ 大会議室1,950円、ステージ410円、第1和室360円、第2和室200円、調理実習室300円、調理研修室360円 ≪2階≫ 第1研修室300円、第2研修室720円、生花茶道実習室510円、視聴覚室300円、図書室300円、シャワー室700円 ≪備付物件等≫ 調理台(1台)70円、茶道用具(一式)370円、華道用具(一式)120円、放送設備(一式)340円、金屏風(1双)340円※原則使用申請は、使用日の10日前まで			
	※暖房実施期間中の使用料は、30%増し(11月～4月) ※町外に住所を有する方、営利を目的として使用する場合、入場料等徴収する映画・演劇に使用する場合、加算率があります。			
食品加工研修センター (児童館隣接) 76-1283(町民会館) 	午前9時～午後9時(月曜日、祝祭日、年末年始)			
	使用料【1時間につき】480円 ※施設の使用には、予約・事前申請申込みが必要です。 ※暖房実施期間中の使用料は、30%増し(11月～4月) ※町外に住所を有する方、営利を目的として使用する場合、入場料等徴収する映画・演劇に使用する場合、加算率があります。			
児童館 (町民会館隣接) 76-3303(直通) 	午前9時～午後5時(日曜日、祝祭日、年末年始)			
	利用は無料です。			

中央公民館 (農業者トレーニング センター隣接) 76-2713 (中央公民館) 	午前9時～午後9時(月曜日、祝祭日、年末年始)※土日は利用予約なければ午後5時まで		
	使用料【1時間当たり】 ≪1階≫ 講堂2,670円、ステージ1,540円、調理実習室200円、第1和室410円、第2和室300円、会議室410円 ≪2階≫ 研修室2,060円、展示室920円、観覧室360円 ※照明設備、放送音響設備、舞台設備、調理台については別料金 ※暖房実施期間中の使用料は、30%増し(11月～4月) ※町外に住所を有する方、営利を目的として使用する場合、入場料等徴収する映画・演劇に使用する場合、加算率があります。 ※原則使用申請は、使用日の10日前まで		

相生アート コミュニティ施設 77-8374 (役場：企画係)	午前9時～午後5時(土日祝祭日、年末年始)		
	使用料 無料		
	※使用状況に応じて開館時間、休館日が変更になる場合があります。		

《運動施設・公園》

農業者トレーニング センター (中央公民館隣接) 76-2721 	午前9時～午後10時(毎週月曜日、祝祭日、年末年始) ※アリーナ占有使用として、1回券、1か月定期券もあります。			
		町内の方	町外の方	
	使用料	【1回券】5月～10月	大人 200円 小中高校生 無料	大人 300円 高校生 150円 小中学生 70円
		【1回券】11月～4月	大人 260円 小中高校生 無料	大人 390円 高校生 190円 小中学生 90円
		【回数券】(12枚綴)	大人 2,000円	大人 3,000円
		【期間券】3か月間	大人 2,000円	大人 3,000円
		【シーズン券】	大人 6,000円	大人 9,000円
※シーズン券・期間券申請される方は、顔写真1枚、年齢・住所を証明するもの(免許証・マイナンバーカード等)が必要です。				

本岐体育館(本岐) 76-2713 (中央公民館) ※使用の際は事前に 申請が必要です。	午前9時～午後10時(毎週月曜日、祝祭日、年末年始) ※アリーナ占有使用として、1回券、1か月定期券もあります。			
		町内の方	町外の方	
	使用料	【1回券】5月～10月	大人 200円 小中高校生 無料	大人 300円 高校生 150円 小中学生 70円
		【1回券】11月～4月	大人 260円 小中高校生 無料	大人 390円 高校生 190円 小中学生 90円
		【回数券】(12枚綴)	大人 2,000円	大人 3,000円
		【期間券】3ヶ月間	大人 2,000円	大人 3,000円
		【シーズン券】	大人 6,000円	大人 9,000円
※シーズン券・期間券申請される方は、顔写真1枚、年齢・住所を証明するもの(免許証・マイナンバーカード等)が必要です。				

運動広場野球場(共和) (夜間照明付) 76-2713 (中央公民館)	5月1日(予定)~10月下旬 利用時間:日没まで (夜間照明使用は、6月1日~9月30日午後10時まで)		
	使用料	町内の方	町外の方
	【1時間あたり】	200円	300円
	【夜間照明30分で1コイン】	1,200円	1,800円
	※夜間照明はコイン式となっております。事前に購入してください。		

町民テニスコート (豊永) 76-2713 (中央公民館)	5月(予定)~11月 午前5時~午後9時 ※町内の小中高校生は無料です。		
	使用料	町内の方	町外の方
	【1面・1時間あたり】	80円	120円
	【夜間照明(1時間あたり)】	100円	150円

町民屋内 ゲートボール場 (豊永) 76-2713 (中央公民館)	利用期間 通年 午前8時~午後6時		
	使用料	町内の方	町外の方
	【1面・1時間】	5月~10月 40円 11月~4月 50円	5月~10月 60円 11月~4月 70円

修武館 (幸町) 76-2713 (中央公民館)	利用期間 通年(年末年始は休館) 午前5時~午後9時 ※町内の小中高校生は無料です。		
	使用料	町内の方	町外の方
	【1時間あたり】	5月~10月 160円 11月~4月 200円	5月~10月 240円 11月~4月 310円

サッカー場ラグビー場 (パークゴルフ場隣接) 76-2713 (中央公民館)	利用期間 5月~10月 利用時間:日没まで ※町内の小中高校生は無料です。		
	使用料	町外小中学生	町外高校生以上
	【1面・1時間あたり】	360円	720円

河岸公園 77-8388 (役場:商工観光係)	トイレ使用期間:5月1日~10月31日 使用料は無料です。		
-------------------------------	----------------------------------	--	--


さくら公園 (パークゴルフ場の近く) 76-2713 (中央公民館)	利用期間 4月下旬~10月下旬 利用時間:日没まで 使用料 無料		
---	-------------------------------------	--	--


温水プール「すいむ」 76-1246 (温水プール) 76-2713 (中央公民館)	開館期間 5月1日~10月31日 休館日 毎週月曜日(祝日の場合は翌日) 《平日の利用時間》 午前10時~午後8時30分 (午前11時50分~午後1時、午後4時50分~午後6時は休憩時間) 《土・日・祝日の利用時間》 午前10時~午後5時 (午前11時50分~午後1時は休憩時間)			
	使用料	【1回券】	【回数券】(12枚綴)	【シーズン券】
	小中学生	100円	1,000円	3,000円
	高校生	200円	2,000円	6,000円
	大人	300円	3,000円	9,000円
	70歳以上	100円	1,000円	3,000円
	シーズン券申請される方は、顔写真1枚、年齢・住所を証明するもの(免許証・マイナンバーカード等)が必要です。			


パークゴルフ場 76-1616 76-2713 (中央公民館)	4月26日(予定)~10月27日(毎週火曜日(5/6は営業し、5/7は振替休業))		
	4月~10月		
	午前8時~午後5時		
	※6月~8月はシーズン券または、当日券(回数券の当日利用含む)を事前購入した場合のみ午後5時~午後7時の利用ができます。 ※開設時間を過ぎると管理棟が閉鎖されるためトイレの利用ができませんので、さくら公園のトイレをご利用ください。		
	【貸し用具】120円(クラブ、ボール、ティー)		
	使用料	町内の方	町外の方
	【1日券】	大人 300円 小中高校生は無料	大人 300円 高校生 200円 小中学生 100円
【回数券】(12枚綴)	大人 3,000円	大人 3,000円	
【シーズン券】	大人 6,000円	大人 6,000円	
※シーズン券を申請される方は、顔写真1枚が必要です。			

本岐パークゴルフ場 76-2713 (中央公民館)	4月26日~10月31日 利用時間:日没まで		
	使用料 無料 ※管理棟に受付簿がありますので、利用の際に記入してください。		


ファミリースキー場 (木材工芸館隣接) 76-2713 (中央公民館)	1月上旬~3月上旬(毎週火曜日定休) ※気象状況により変更あり 午前10時~午後3時30分(正午~午後1時は休憩時間) ※スキー連盟事業実施の場合のみ 午後6時~午後9時		
	使用料 無料		


グレステンスキー場 (木材工芸館隣接) 76-2713 (中央公民館) 76-1283 (振興公社) 	9月5日(予定)～10月末までの土日祝日 午前9時～午後5時																		
	<ul style="list-style-type: none"> ・レンタルブーツは300円 ・子ども料金は小学生まで、団体は10名以上とします。 ・料金にはグランジャー、ストック、プロテクター、ヘルメットのレンタル代とリフト代を含みます。 																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>大人(団体)</th> <th>子ども(団体)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間</td> <td>1,000円(800円)</td> <td>800円(500円)</td> </tr> <tr> <td>2時間</td> <td>1,500円(1,000円)</td> <td>1,000円(800円)</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>3,000円(2,500円)</td> <td>2,000円(1,500円)</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>5,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>シーズン券</td> <td>10,000円</td> <td>7,000円(小学生以下)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	大人(団体)	子ども(団体)	1時間	1,000円(800円)	800円(500円)	2時間	1,500円(1,000円)	1,000円(800円)	1日	3,000円(2,500円)	2,000円(1,500円)	1か月	5,000円	3,000円	シーズン券	10,000円	7,000円(小学生以下)
	区分	大人(団体)	子ども(団体)																
	1時間	1,000円(800円)	800円(500円)																
	2時間	1,500円(1,000円)	1,000円(800円)																
	1日	3,000円(2,500円)	2,000円(1,500円)																
1か月	5,000円	3,000円																	
シーズン券	10,000円	7,000円(小学生以下)																	

ノノの森 ネイチャーセンター (津別町民の森自然 公園ネイチャーセンター) 77-3344 	6月1日～10月31日 午前9時～午後5時 11月1日～翌年5月31日 午前9時～午後4時 (休館日 毎週木曜日、祝日の場合は翌日)
	無料


道の駅あいおい 75-9101 	午前9時～午後5時 休館日 火曜日(祝日の場合は翌日) および指定管理者が定める日
	※トイレは24時間使用できます。 ※状況に応じ、開館時間に変更になる場合があります。

《キャンプ場》


21世紀の森 キャンプ場 76-1737 (キャンプ場) 76-1283 (振興公社) 	5月1日(予定)～10月31日 【泊る方】 テント1張500円 1人300円(小学生以上) 【日帰り】 テント1張500円 1人150円(小学生以上) ※ゴミ処理を伴う場合 【バーベキューハウス】 コンロ1台につき500円 【バンガロー】 1棟1泊2,000円
---	---


チミケツブ湖キャンプ場 77-8388 (役場：商工観光係) 	5月中旬～10月下旬 使用料 無料(予約不要)
---	----------------------------

《峠》


津別峠展望施設 77-8388 (役場：商工観光係) 	6月1日(予定)～10月31日 午前9時～午後7時 ※トイレは24時間利用できます。
---	---

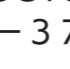
《学習施設》

図書館 77-3711 	午前10時～午後6時(休館日 毎週月曜日 祝祭日、年末年始)
	無料 本を借りるときは、図書カードが必要です。


木材工芸館キノス 76-3335 	午前9時～午後5時(休館日 火曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始) 遊具利用時間 午前10時～午後4時30分 噴水利用時間 5月～9月 平日 午後1時～午後4時30分 土日祝日および夏休み 午前9時30分～午後4時30分
	入場料 無料


《宿泊施設》


森の健康館 (ランプの宿森つべつ) 76-3333 	日帰り入浴温泉受付時間：午前10時30分～午後8時30分 【温泉料金】 (ボディソープ、シャンプー、リンスは備え付けです) 大人800円、小人(4歳～小学生以下)400円、幼児(4歳未満)無料 ※優待券を利用した場合は、一部助成(詳しくは、43ページをご覧ください)。 【家族風呂】 1時間 3,000円(事前予約制) ※宿泊料金については、お問い合わせください。
--	---

まきば やど 牧場の宿 ギュウキョウワーク GYUGYU-tto 77-3732 	宿泊料金、営業時間については、お問い合わせください。
---	----------------------------

《その他施設》

公衆浴場(役場隣接) 76-1171 	午後3時～午後9時(休館日 毎週月曜日、1月1日～3日休み)
	大人 450円(12歳以上)、中人 140円(6歳以上12歳未満)、 小人 70円(6歳未満)

一般廃棄物最終処分場 76-1600 	午前9時～午後4時(毎週日曜日休み)
--	--------------------

美幌町消費生活 センター 電話・FAX:72-0366 住所：美幌町字東3 条北2丁目1番地 「しゃきっとプラザ」 2階 	相談受付時間：月～金曜日 午前10時～午後4時 (休館日 年末年始、土日祝日を除く)
	悪質商法に巻き込まれたり、商品やサービスなどの契約に関するトラブル、商品の品質や安全性など、消費生活に関するさまざまな相談を受け付けています。 「何か変」、「おかしい」と思ったときは、一人で悩まず、お気軽にご相談ください(相談無料、秘密は厳守)。 ※センター相談受付時間外やお急ぎの時は、「消費者ホットライン」全国共通電話番号188(いやや)におかけください。

花バス（市街地巡回線）について

通院や買い物などのおでかけに

花バス

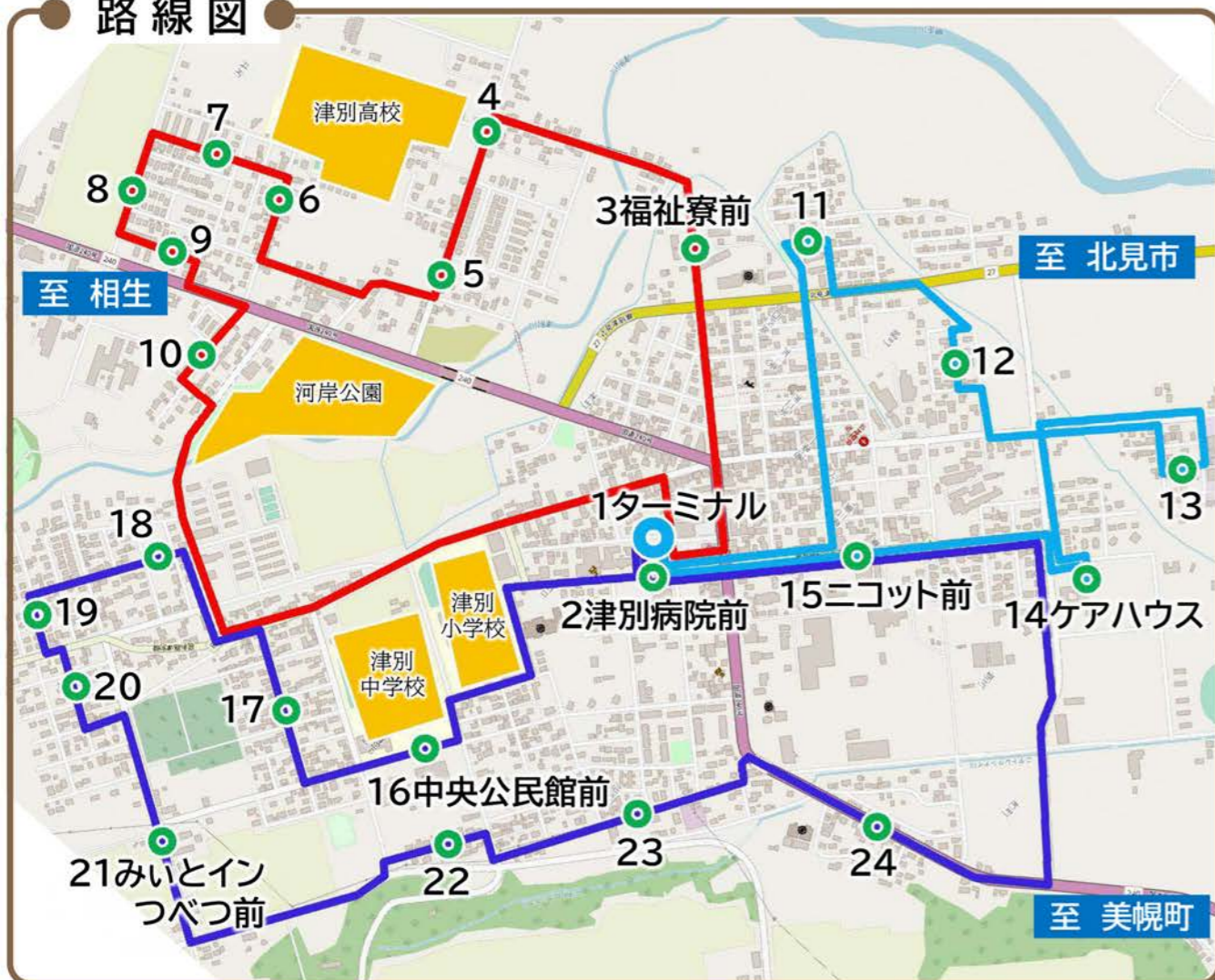
(市街地巡回線)を

ぜひご利用ください。



- 運賃：200円(小学生以下は無料)
- 運行日：毎週火曜日・金曜日
※祝日の場合は運休となります
- 時刻表：裏面をご覧ください

路線図



市街地巡回線時刻表

	1便	2便	3便	4便	5便
1 ターミナル	7:45	8:30	9:45	10:30	11:45
2 津別病院前	7:46	8:31	9:46	10:31	11:46
3 福祉寮前	7:49	8:34	9:49	10:34	11:49
4	7:50	8:35	9:50	10:35	11:50
5	7:51	8:36	9:51	10:36	11:51
6	7:52	8:37	9:52	10:37	11:52
7	7:53	8:38	9:53	10:38	11:53
8	7:54	8:39	9:54	10:39	11:54
9	7:55	8:40	9:55	10:40	11:55
10	7:56	8:41	9:56	10:41	11:56
1 ターミナル	8:00	8:45	10:00	10:45	12:00
2 津別病院前	8:01	8:46	10:01	10:46	12:01
11	8:04	8:49	10:04	10:49	12:04
12	8:05	8:50	10:05	10:50	12:05
13	8:07	8:52	10:07	10:52	12:07
14 ケアハウス前	8:09	8:54	10:09	10:54	12:09
15 ニコット前	8:10	8:55	10:10	10:55	12:10
1 ターミナル	8:12	8:57	10:12	10:57	12:12
2 津別病院前	8:13	8:58	10:13	10:58	12:13
16 中央公民館前	8:15	9:00	10:15	11:00	12:15
17	8:16	9:01	10:16	11:01	12:16
18	8:17	9:02	10:17	11:02	12:17
19	8:18	9:03	10:18	11:03	12:18
20	8:19	9:04	10:19	11:04	12:19
21 みいとインつべつ前	8:20	9:05	10:20	11:05	12:20
22	8:21	9:06	10:21	11:06	12:21
23	8:22	9:07	10:22	11:07	12:22
24	8:23	9:08	10:23	11:08	12:23
15 ニコット前	8:26	9:11	10:26	11:11	12:26
2 津別病院前	8:27	9:12	10:27	11:12	12:27
1 ターミナル着	8:28	9:13	10:28	11:13	12:28



■お問い合わせ先
津別町役場 建設課 道路河川係
☎0152-77-8391

まちバスの予約について

まちバスをご利用の方は、予約が必要となります。
 予約システムの利用登録は、二次元コードからできます。
 相生線の一部については、予約なしで利用できます。



【相生線】 二重枠の予約なしと表示されている便は、予約不要です。

津別行	予約便	予約なし便	予約なし便	予約なし便	予約便	予約便
相生発	6:13	7:20	8:40	13:00	17:20	19:15
本岐発	6:30	7:40	8:59	13:18	17:38	19:33
津別着	6:44	7:56	9:14	13:32	17:52	19:47
相生行		予約便	予約なし便	予約なし便	予約なし便	予約便
津別発		8:05	12:20	16:35	18:35	20:10
本岐発		8:17	12:32	16:50	18:50	20:22
相生着		8:36	12:52	17:10	19:10	20:41

【上里線】

里美行	月～土	月～土	月～土
津別発	7:00	16:40	18:40
里美着	7:25	17:05	19:05
津別行	月～土	月～土	
里美発	7:30	17:05	
津別着	7:55	17:30	

【恩根線】

栄行	月～土	火・金曜日	月～土	月～土
津別発	7:08	13:50	16:40	18:40
栄着	7:28	14:18	17:10	19:10
津別行	月～土	火・金曜日	月～土	
栄発	7:28	14:18	17:10	
津別着	7:58	14:37	17:29	

【二又線】

二又行	月～土	月～土	月～土	月～土
津別発	6:56	12:15	16:35	18:35
北口前着	7:25	12:42	17:05	19:05
津別行	月～土	月～土	月～土	
北口前発	7:25	12:42	17:05	
津別着	7:58	13:09	17:32	

※相生線は日曜日、年末年始（12月31日から1月3日）は全便運休
 ※上里・恩根・二又線は日曜日、祝祭日、年末年始（12月31日から1月3日）は全便運休
 ご不明な点がございましたら、『役場 建設課 道路河川係』までお問合せください。

問い合わせ先 ☎77-8391
 まちバス予約電話 ☎76-2166（平日 午前8:30～午後5:00）

「ランプの宿 森つべつ」行き 津別町無料送迎バス 運行表

「ランプの宿 森つべつ」行きの無料送迎バスを次のとおり運行しています。ぜひ、ご利用ください。主な停留所と時間は、次のとおりです。
 ※12月30日～1月4日までの年末年始の期間は運休です。

津別市街地		活汲方面		相生・本岐方面		
毎週 月・水・金曜日		毎月 第1・第3火曜日		毎月 第2・第4火曜日		
行き	高台町バス停	10:30	活汲	10:20	こたん橋バス停	10:00
	柏町（福王寺前）	10:32	高台町バス停	10:25	相生物産館	10:03
	津別バスターミナル	10:35	ケアハウスつべつ前	10:28	本岐	10:18
	神社前	10:36	西町寿の家	10:31	津別バスターミナル	10:30
	福祉寮前	10:38	津別バスターミナル	10:34	中央公民館	10:34
	共和（下桐様前）	10:39	中央公民館	10:38	豊永公住前	10:36
	生きがいセンター	10:41	豊永公住前	10:40	森つべつ着	11:04
	豊永公住前	10:43	森つべつ着	11:08		
	森つべつ着	11:10				
帰り	森つべつ発	13:30	森つべつ発	13:30	森つべつ発	13:30
	⋮		⋮		⋮	
	行きと同じ停留所に停まります					
	⋮		⋮		⋮	
	高台町バス停着	14:10	活汲着	14:18	こたん橋バス停	15:00

※悪天候時には、事前の通知無く運休する場合がございます。あらかじめご了承ください。

《お問い合わせ先》

津別町役場 商工観光係
 ランプの宿 森つべつ

☎77-8388
 ☎76-3333

くらしのガイド

令和8年5月発行

発行後の制度変更などにより、掲載内容が現状と異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

発行 津別町
所在地 津別町字幸町4 1 番地
電話 0152-76-2151